

(案)

長久手市教育振興基本計画

2019 年

長久手市教育委員会

はじめに

本市では、長久手市長と長久手市教育委員会にて、2016（平成28）年度に長久手市の教育理念及び教育方針として「長久手市教育大綱」を定めました。

教育大綱では「人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり ～自然共生・地域共存・多様性尊重～」を本市の目指す教育理念として掲げております。

人口減少・超高齢化社会の到来、急速な技術革新とグローバル化、子どもの貧困など、我が国における教育を取り巻く環境は大きく変化をしており、当面の間は人口の増加が予測される本市においても例外ではなく、社会的な変化に伴う影響を意識しなくてはなりません。

教育大綱で掲げている「人づくり」という言葉には、そうした新しい時代に対応するために、「多様な価値観を認め合い、誰もが幸せに感じる社会を築いていけるよう、まちづくりの当事者となる人材を育てていく」という想いが込められています。

この度、本市の特徴や課題を踏まえ、長久手市の皆様がいつまでも学び成長するために必要な具体的な施策、取組を明確にし、教育大綱で掲げる理念の実現を目指すべく、長久手市教育振興基本計画を策定いたしました。

今後10年間を見据えて、長久手市の教育の更なる発展を目指し、当計画を推進します。

結びに、本計画の策定にあたり、長久手市教育振興基本計画策定委員会及び策定作業部の皆様を始め、市民の皆様から非常に多くのご意見を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

2019年3月

長久手市教育委員会教育長 川本 忠

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 長久手市教育振興基本計画について	1
2 計画の期間と位置づけ	2
3 教育理念、教育方針	3
第2章 市民主体の計画づくり	4
計画策定のあゆみ	5
第3章 教育をめぐる現状と課題	12
1 教育をめぐる社会動向の変化	12
2 長久手市の将来推計人口	16
第4章 計画の基本的な考え方	17
1 課題に対する基本目標	17
2 長久手市における教育の基本目標	19
3 計画の体系	21

第5章 施策の展開 2 3

基本目標Ⅰ 「生きる力」の育成に向けた取組の充実	23
基本目標Ⅱ 個に応じたきめ細やかな教育の充実	31
基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備	36
基本目標Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり	41
基本目標Ⅴ 生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実	44

第6章 “長久手らしい”教育の推進に向けて 5 6

1 自然共生	57
2 地域共存	58
3 多様性尊重	60
4 長久手の重点取組	62

第7章 計画の推進 6 5

PDCA サイクルによる進捗管理.....	65
-----------------------	----

第8章 資料編 6 6

1 長久手市教育振興基本計画策定委員会名簿	66
2 長久手市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	67
3 長久手市教育に関するアンケート調査結果(抜粋).....	69
4 用語解説.....	85



計画策定に当たって

1 長久手市教育振興基本計画について

(1) 教育振興基本計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

国においては、中央教育審議会が、2018（平成 30）年 3 月に「第 3 期教育振興基本計画について（答申）」を公表し、2018（平成 30）年度から 2022 年度までの計画期間における、5 つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

同答申では、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」の基本的方向性を打ち出しています。また、2020 年からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

本市では、2015（平成 27）年に策定した「長久手市教育大綱」において、「人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり ～自然共生・地域共存・多様性尊重～」を**教育理念として**掲げ、長久手市の教育方針を示しています。こうした教育方針を、より実効性の高いものにするために、長久手市における教育の施策・事業を整理し、「長久手市教育大綱」に掲げた教育理念の実現を目指し、今後の長久手市の教育の方向性や基本施策を形づくるための計画として、「長久手市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の期間と位置づけ

(1) 計画の期間

計画の実施期間は、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

(2) 計画の性格

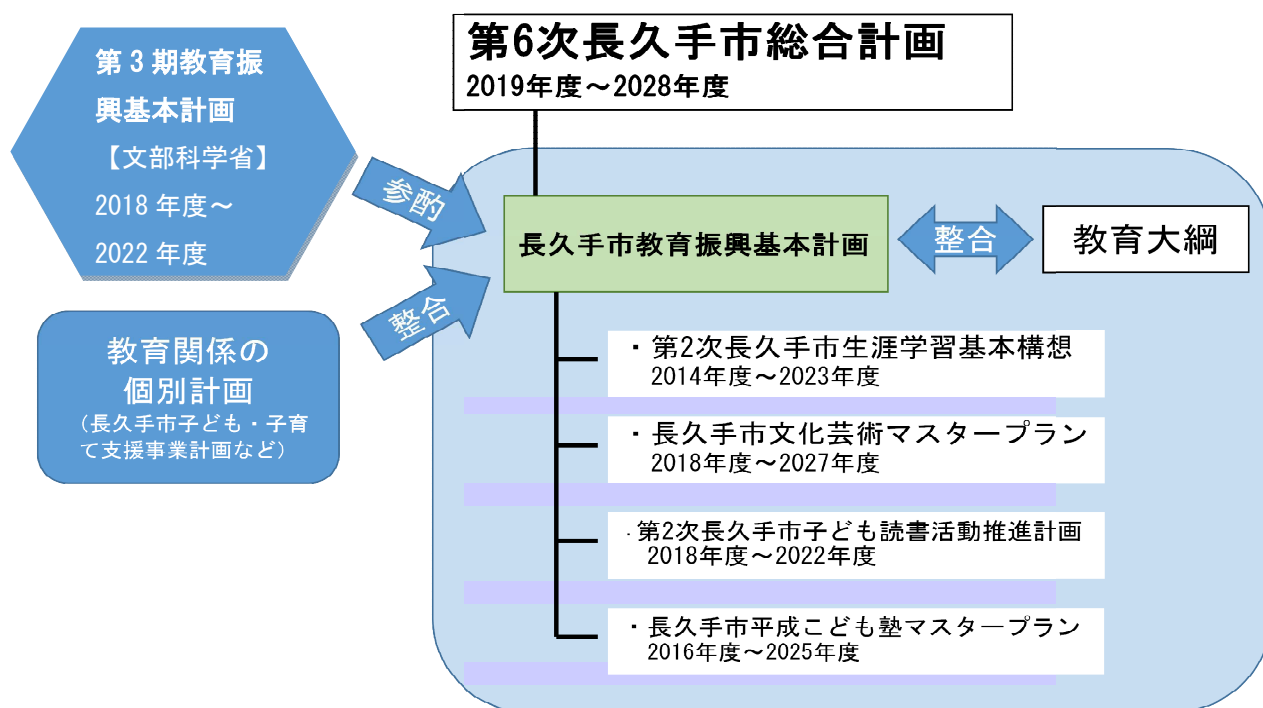
本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものです。

また、本計画は、長久手市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の教育振興基本計画及び愛知県教育振興基本計画を踏まえて策定しており、今後の長久手市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、長久手市教育大綱の教育方針に則して策定しました。また、長久手市総合計画をはじめ、地域福祉計画・地域福祉活動計画、スポーツ推進計画、子ども読書活動推進計画、食育推進計画、文化芸術マスタープラン、生涯学習基本構想などの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

～計画の位置づけ～



3 教育理念、教育方針

長久手市教育委員会は、学校教育を始め、生涯学習や子育て支援など、あらゆる世代に関わる教育活動の振興を図り、長久手に住むすべての市民がお互いに多様な価値観を認め合い、誰もが幸せに感じる社会を築いていけるよう、まちづくりの当事者となる人材を育てていくために、「長久手市教育大綱」の理念を踏襲し、次のように教育理念、教育方針を定めます。

(1) 教育理念

人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり
～自然共生・地域共存・多様性尊重～

(2) 教育方針

現代社会は、物質的な豊かさや快適さを追い求めてきました。その過程において、地域や家庭の絆、つながりが希薄化し、いじめや引きこもり、虐待など様々な社会のひずみは、さらに深刻化してきました。

私たちは今、これまでの価値観を見直す時期にきています。

そこで、人が人らしくあるために不可欠な次の3つの方針を、教育のあり方を考える上での根本に据えて、人づくりに取り組んでいきます。

- 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する
- 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する
- 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

第2章

市民主体の計画づくり

本計画の策定にあたっては、策定作業部会を始め、多くの市民の皆さんにご協力をいただきました。

市民の皆さんに計画づくりに参加いただくことで、まちへの関心、愛着が生まれ、そこに集まった方たちと知り合い、つながりが生まれます。

また、本計画は、「学校や図書館といった教育施設の整備」や「学校と地域との協働活動」などに係る内容を始め、「子育て支援」に関することや「文化芸術の振興」「スポーツ推進」といった生涯学習の推進など、今後10年間の広く「教育」に関する振興のための基本的計画となります。

計画には、10年後の未来を担う子どもたちが健やかに育つことはもちろん、市民の皆さんがいつまでも学び成長するための内容が必要になります。

広く市民の皆さんのご意見を反映し、親しまれる計画にするためには、色々な方からお話を聞き、市民の皆さんと一緒に計画を作り上げていく過程が重要です。

多様な考えを持つ人同士が話し合い、その声を計画に反映することで、より多くの人が納得できる計画づくりを目指しました。



計画策定のあゆみ

(1) 計画策定に向けた主な取組

2017
年

7月 長久手市立小中学校教職員の皆さんにアンケート

11月・12月

アンケート結果を踏まえ、教職員の皆さんへヒアリング

⇒「地域に開かれた学校」「多様性を尊重できる教育」「自然環境との共生」という長久手市の教育方針に関連する3つのキーワードについてヒアリング

2018
年

3月 第1回計画策定作業部会

5月 第2回計画策定作業部会

5月・6月

教育に関する地域懇談会（小学校区ごとに開催）

⇒「小中学校と協働して取組を行うとしたら、どのようなことをやってみたいですか？」というテーマについて、参加者の皆さんにお話し合いをいただきました。

6～7月 長久手市立小学校の5年生及び中学2年生の児童生徒の皆さんとその保護者の皆さんへアンケート

7～8月 長久手市にお住まいの皆さん3,000名へのアンケート

8月 第3回計画策定作業部会

9月 第4回計画策定作業部会

9月 市内の大学生の皆さんへヒアリング

⇒大学生の皆さんに、自分たちが受けてきた教育について振り返りながら、「こういうところがよかった、悪かった」「もっとこうしてほしい」など自由にお話しいただきました。

10月 総合教育会議

⇒計画体系案をもとに、「長久手らしさ」「重視したい取組」について意見交換を行いました。

（２）計画策定作業部会

多くの人に親しんでいただける計画にするため、市民の皆さんと一緒に計画案の作成や検討を行う「策定作業部会」を2018（平成30）年から4回開催しました。

いただいたご意見を基に、第4章以降の計画体系図や施策展開は形づくられました。



第1回目 2018（平成30）年3月16日（金）実施

テーマ 10年後の長久手の教育について考える

⇒参加者の皆さんの長久手の教育に対する「想い」を共有



体験活動を通した主体性の形成が大切。自然環境や文化芸術を始め、長久手の豊かな資源を活用し、体験活動をもとに成長していくことが大切。

↳ P.24 『地域との交流・体験を重視した教育の推進』に反映



第2回目 2018（平成30）年5月31日（木）実施

テーマ 長久手市教育振興基本計画の基本施策と主要事業について

⇒「P. 21・22 計画体系図」の基盤となりました。



これからはグローバルな視点が必要になる。そのためには、まずは自国とそして自分の住む地域を理解することが大切。

↳ P.26 『国際理解教育の推進』に反映

人と人とのふれあいが希薄化している。学校教育の中で地域の人とも関わり合う機会がとても大切。

↳ P.42 『地域とふれあう機会の創出』に反映



第3回目 2018（平成 30） 年8月9 日（木）実施

テーマ 基本目標で重視すべき点や重要な施策方針とは何か？



「教員の資質向上」と「教員の多忙化解消への取組の推進」を基本目標の中で重点と考えるべき

↳ P.38 『教員の資質向上』
P.40 『教員多忙化解消への取組の推進』に反映

外国語教育を進めていく上で、本物の英語に触れる機会が必要。
英語教育の人材確保のために、民間企業や大学などとの連携強化も検討するべき。

↳ P.26 『生の発音にふれる機会の拡充』
P.30 『大学・民間連携の推進』に反映



第4回目 2018（平成 30） 年9月18 日（火）実施

テーマ 事務局による計画素案について意見交換



・ 貧困問題に対する視点や項目が必要である
・ 特別な支援を必要としている子どもたちに対しても、切れ目のない支援体制の構築が始まったのはよい。

↳ P.31 『切れ目のない支援体制の構築』
P.35 『財政的な支援等の充実』に反映

(3) 長久手市教育に関するアンケート調査の実施

市民の皆様の教育に関するお考えやご意見をうかがうために、2018（平成 30）年 7 月に、小中学校児童生徒や保護者、18 歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施致しました。調査結果は計画策定を進める上での参考資料を得ることを目的として実施したものです。

① 調査対象

児童生徒：長久手市市立小中学校の児童・生徒

保護者：長久手市市立小中学校の児童・生徒の保護者

18 歳以上の市民：市内在住の 18 歳以上の市民 3,010 人

② 調査期間

2018（平成 30 年）7 月 4 日から 2018（平成 30）年 7 月 25 日

③ 調査方法

児童生徒及び保護者：学校経由で配布・回収

18 歳以上の市民：郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
児童・生徒	1,230 通	1,158 通	94.1%
保護者	1,230 通	666 通	54.1%
18 歳以上の市民	3,010 通	992 通	33.0%

- アンケート調査結果の概要は、「第 8 章資料編 3. 長久手市教育に関するアンケートについて（P 69～）」に掲載しています。

⑤ アンケート調査からの魅力と課題

【魅力】

(小中学校児童生徒)

- ・約9割の児童生徒が「学校は楽しい」と回答しています。(問6)
- ・学校の楽しいところでは、「休み時間」や「友達がいること」の割合が高くなっています。(問6-1)
- ・地域の大人との関わりでは、「出会った時にはあいさつをしている」「交通安全のため、登下校中に見守ってもらったことがある」の割合が高くなっており、地域との関わりが活発です。(問16)

(小中学校児童生徒保護者)

- ・子どもと学校での話をする割合は9割半ばで、親子のコミュニケーションがしっかりとれています。(問9)
- ・長久手市の子どもに求める将来の姿は、「思いやりの心を持った人」が最も多く、人権教育や他者への理解を促進することが求められています。(問20)

(18歳以上の市民)

- ・市民の子どもたちへの教育への関心が“ある”割合が約8割と高く、まちぐるみでの教育の土壌があります。(問9)

【課題】

(小中学校児童生徒)

- ・自分のことが「どちらかといえば嫌い」、「嫌い」を合わせた割合及び自分に自信のもてることが「どちらかといえばない」、「ない」を合わせた割合が2割前後であり、自己肯定感、自己有用感が低い児童生徒が見られます。(問4、問5)
- ・「考えたり調べたりしたことを発表する授業」が好きな割合が2割半ばと低く、主体性を育む教育が求められています。(問7)

(小中学校児童生徒保護者)

- ・家庭での学習習慣が「あまり身についていない」、「ほとんど身についていない」子どもが3割半ばであり、家庭の状況変化等、家庭教育を行う上で課題があることがわかります。(問13)
- ・長久手市の現状として、「他人の子どもに関わるのが難しい」、「隣近所の人とのコミュニケーションが少ない」、「地域の子どもと大人が接する機会が少ない」といった意見が多く、地域全体で子どもの成長を育む上で、地域の人々の間のつながりが希薄になっていることがわかります。(問24)

(18歳以上の市民)

- ・学校教育の問題として、「道徳教育、こころの教育が不足している」、「いじめ、不登校の問題が深刻化している」の割合が4割近くとなっており、こころの教育の充実が求められています。(問11)
- ・子どもたちと接する機会が「ない」と回答した市民が約7割と高くなっています。(問15)

※括弧内の問番号は、各調査票の問番号と一致しています。

(4) 長久手市の皆様へのヒアリング

日々、子どもたちの学びの場である学校現場で、様々な教育活動に携わっている市内小中学校教職員の皆さんや、長久手市内の大学に通う大学生の皆さんへのヒアリング、また、より多くの市民の皆さんからご意見をいただくために小学校区単位で開催した地域懇談会など、長久手市に関わる皆さんのお話を伺う機会をいただきました。



【主なご意見】⇒施策の展開を考える上で、必要なキーワードが多く浮かび上がりました

長久手は自然と文化、科学が環境的にそろっているので、地域に誇りと愛着を持ってほしい。

インクルーシブ教育の充実を目指すことにより、心のバリアフリーにつながり、これがいじめの減少にもつながる。

特別な支援が必要な児童も安心して学校生活を送れるようにもっとバリアフリーを進める。

人権問題やいじめに対して、適切な指導の行える教師を育てていくことが大切。

野外教育活動や生物育成の授業を通して、生物やみどりと触れ合うことの楽しさを、身をもって体験することが大切

(5) 長久手市総合教育会議

2018（平成30）年10月に実施した市長と教育委員の協議の場である「長久手市総合教育会議」において、長久手市教育振興基本計画についての意見交換を行いました。

P. 21・22の「計画の体系」を基に、「長久手市が今後10年間で重視すべき施策は何か?」「長久手市の特色、“長久手らしさ”が現れている取組とは?」「そもそも“長久手らしさ”とは何か?」が議論の中心となり、市長と各教育委員の間で活発な意見交換が行われました。

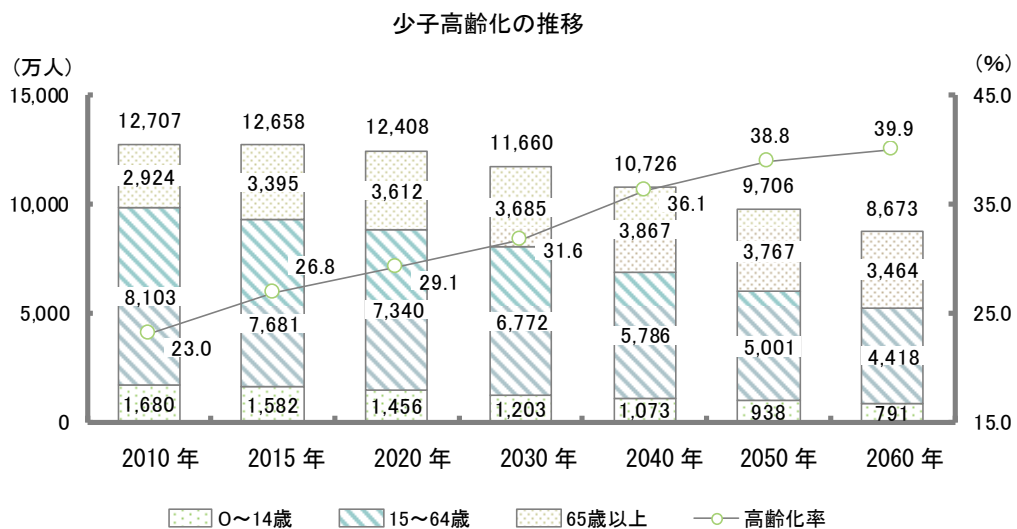
意見交換の中で、取組を10年間かけて実行、継続していくことでその取組が「長久手らしさ」につながっていくとの意見がありました。

P. 56「第6章“長久手らしい”教育の推進に向けて」では、当会議を踏まえて、教育大綱に関連する取組など特に重要な施策について着実に実行できるように、進行管理や成果指標の設定を行っています。

1 教育をめぐる社会動向の変化

(1) 人口減少・高齢化の進展

全国的に、人口減少・高齢化の進展が大きな課題となっており、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。全国では、2030年には高齢化率が3割を超え、2050年には人口が1億人を下回ることが予想されています。



(2) 国による教育制度の改革

2015（平成27）年度から、これまでの教育長と教育委員長を統合した新「教育長」の創設や、首長が主宰する「総合教育会議」の設置などを柱とした、新しい教育委員会制度が施行されました。また、県費負担教職員に関する指定都市への権限移譲も2017（平成29）年度に実施され、教育行政における指定都市の権限が拡大しました。これらの制度改革がねらいとする、責任と実効性ある地方教育行政の推進が求められています。

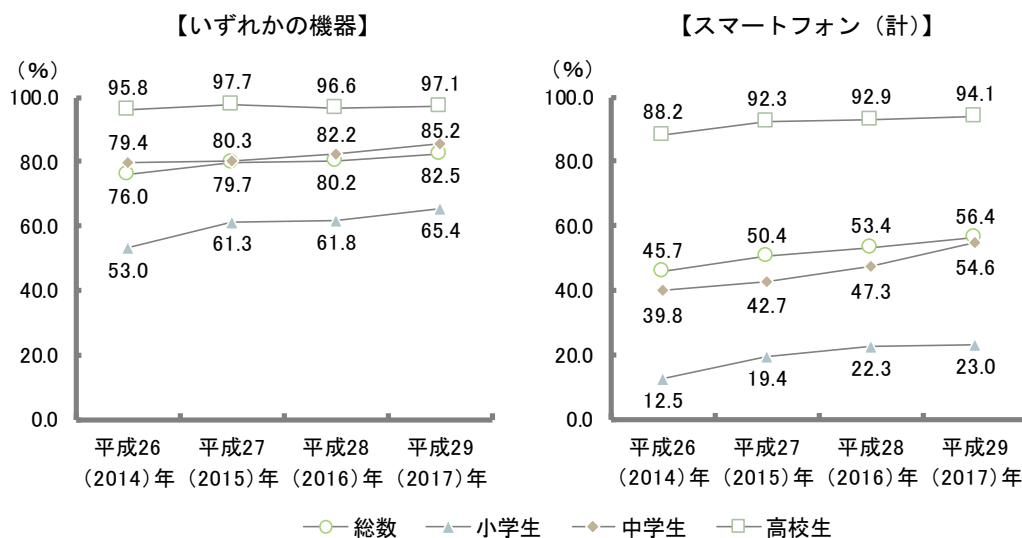
(3) 急速な技術革新とグローバル化の進展

ＩＣＴ（情報通信技術）の普及・発達や、グローバル化の進展により、人・情報・経済・様々な文化・価値観などが国境を越えて流動化しており、人工知能やロボットによる労働代替についても着々と進んでいます。新たな時代において豊かに生き、活躍する人材を育てるためには、学校はどうあるべきか、教育はどうあるべきかなどが問われています。

内閣府が実施した「平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」では、青少年の 82.5%がいずれかの機器でインターネットを利用しており、スマートフォンでのインターネット利用率は、2014（平成 26）年度から 2017（平成 29）年度の3年間で 10 ポイント以上増加しています。

このように、子どもたちのインターネット利用率が着実に高まるなか、グローバル化やＩＣＴ化の進展に対応することができる高度な知識と能力を有し、かつ、世界的規模で活躍することができる人材の育成が求められているとともに、情報セキュリティの確保や情報モラルの育成などの対応が必要となっています。

インターネット利用率の経年比較

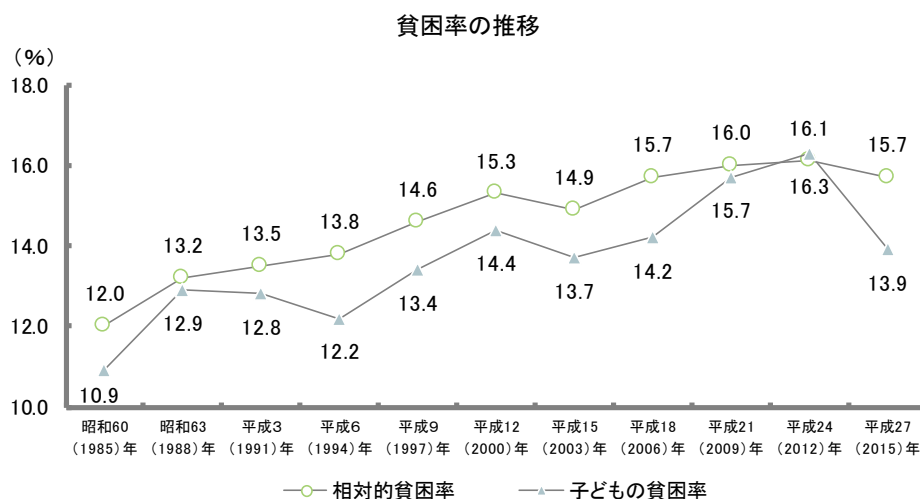


資料：平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

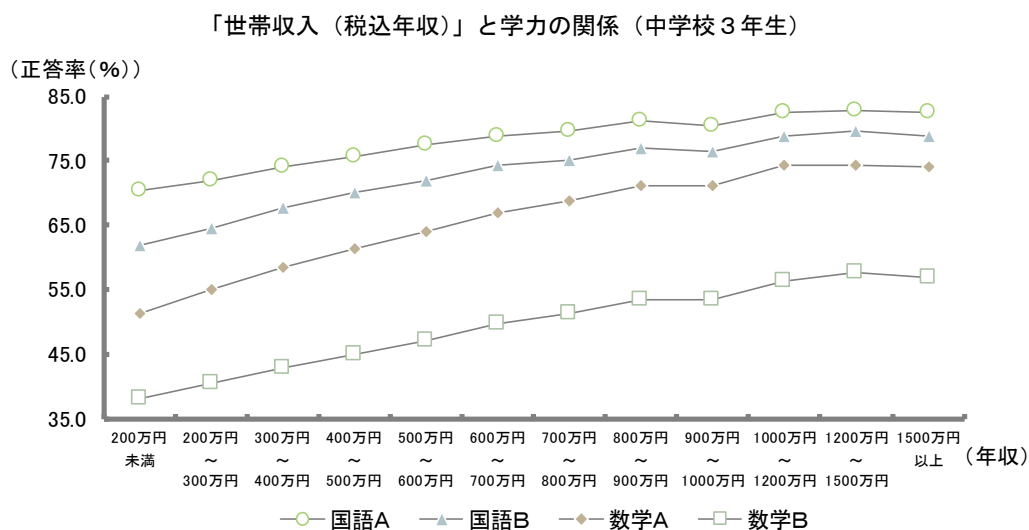
(4) 子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困や格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が複雑に絡み合って生じています。日本の子どもの貧困率は、1980年代から上昇傾向にあり、2012（平成24）年には16.1%と、約6人に1人の子どもが貧困であるとの結果となりました。愛知県では5.9%と全国平均を下回っているものの、多くの子どもが貧困状態にあることがわかっています。なかでも、ひとり親世帯の子どもの貧困率は高水準となっており、十分な支援が必要です。

また、家庭の社会経済的背景と子どもの学力は相関関係にあり、世帯所得が低いほど、子どもの学力が低くなる傾向があります。つまり、いわゆる“貧困の連鎖”によって、格差の拡大・固定化の恐れがあるといえます。こうした事態を解消するために、すべての子どもが等しく教育を受けられるよう、広くその対策を講じることが必要です。



資料：国民生活基礎調査



資料：平成29年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」

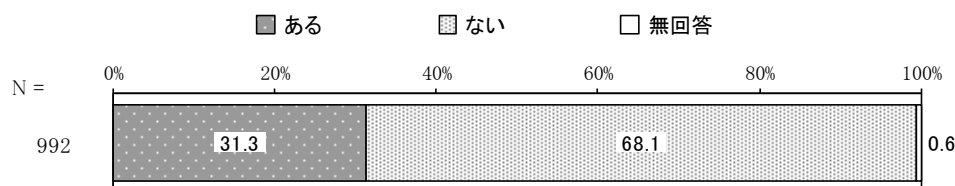
（５）「人生100年時代」に向けた教育のあり方

人生 100 年時代を見据え、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっており、その達成のためには、生涯にわたる学習が重要です。

この１年間の生涯学習の実施状況をみると、本市のアンケートでは「ある」の割合が約３割であり、「時間の余裕がない」「きっかけがない」等の理由で、生涯学習に取り組めていないことがわかります。

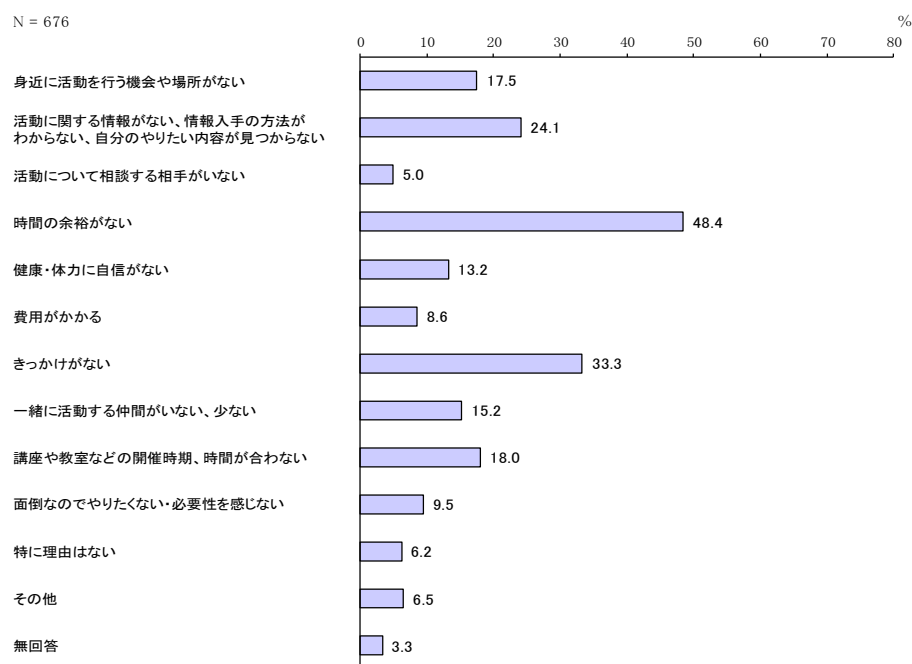
今後、女性活躍推進のための教育の強化や、高齢者等の生涯学習の推進、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、幅広く生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することで、個人の学びを地域や社会に活かしていけるような働きかけが求められています。

この１年間に「生涯学習」に取り組んだことがある割合



資料：長久手市教育に関するアンケート 2018（平成 30）年 7 月

生涯学習活動を行っていない理由

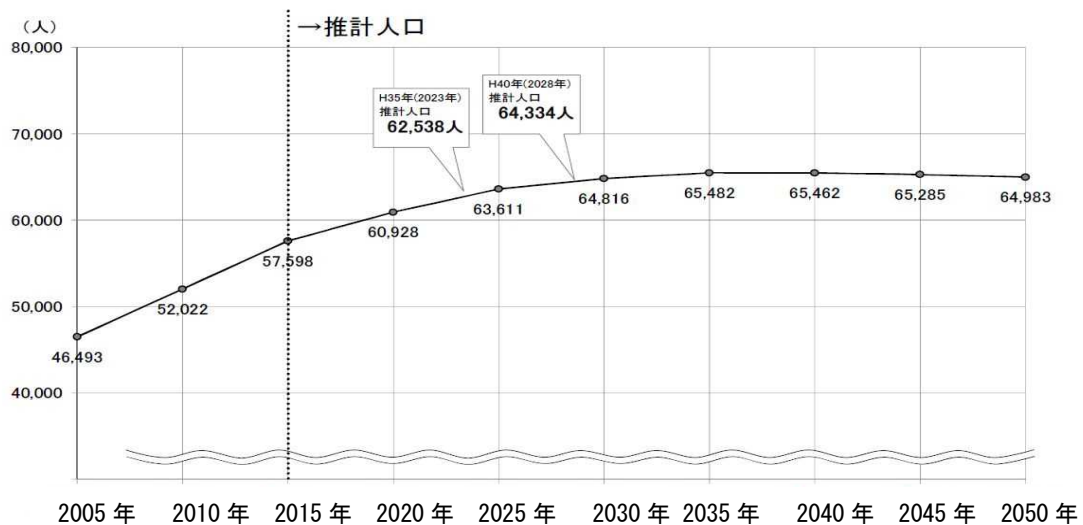


資料：長久手市教育に関するアンケート 2018（平成 30）年 7 月

2 長久手市の将来推計人口

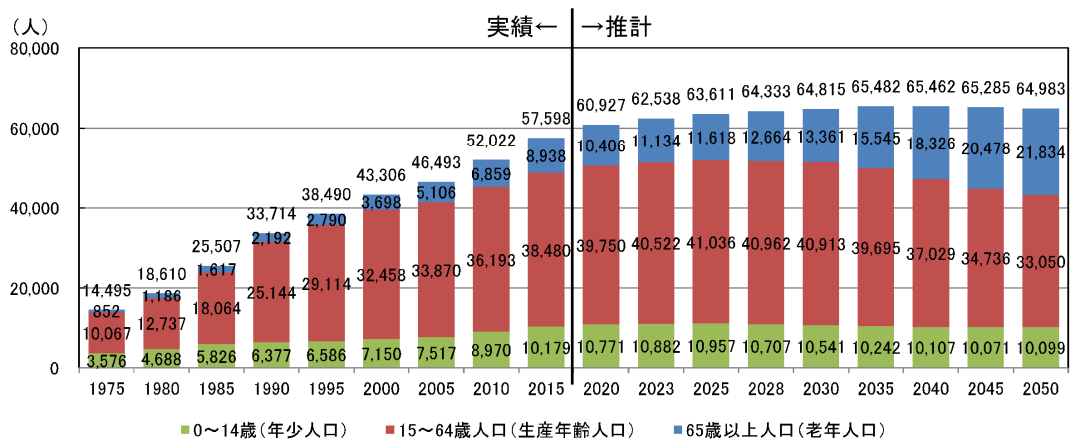
- 総人口は2035年まで増加し、その後は減少に転じると予測されます。
- 比較的若い世代の転入が見込まれますが、未婚率の上昇や晩婚化の進展などにより、人口の大幅な増加は期待できないと思われます。
- 全国的な傾向と同様、2035年頃には本市でも高齢化が進むと考えられます。
- 基本構想の目標年次となる2028年の人口は64,334人と推計されます。

【図1 人口推計】



資料:長久手市将来人口推計報告書

【図2 3区分別人口】



資料:国勢調査及び長久手市将来人口推計報告書

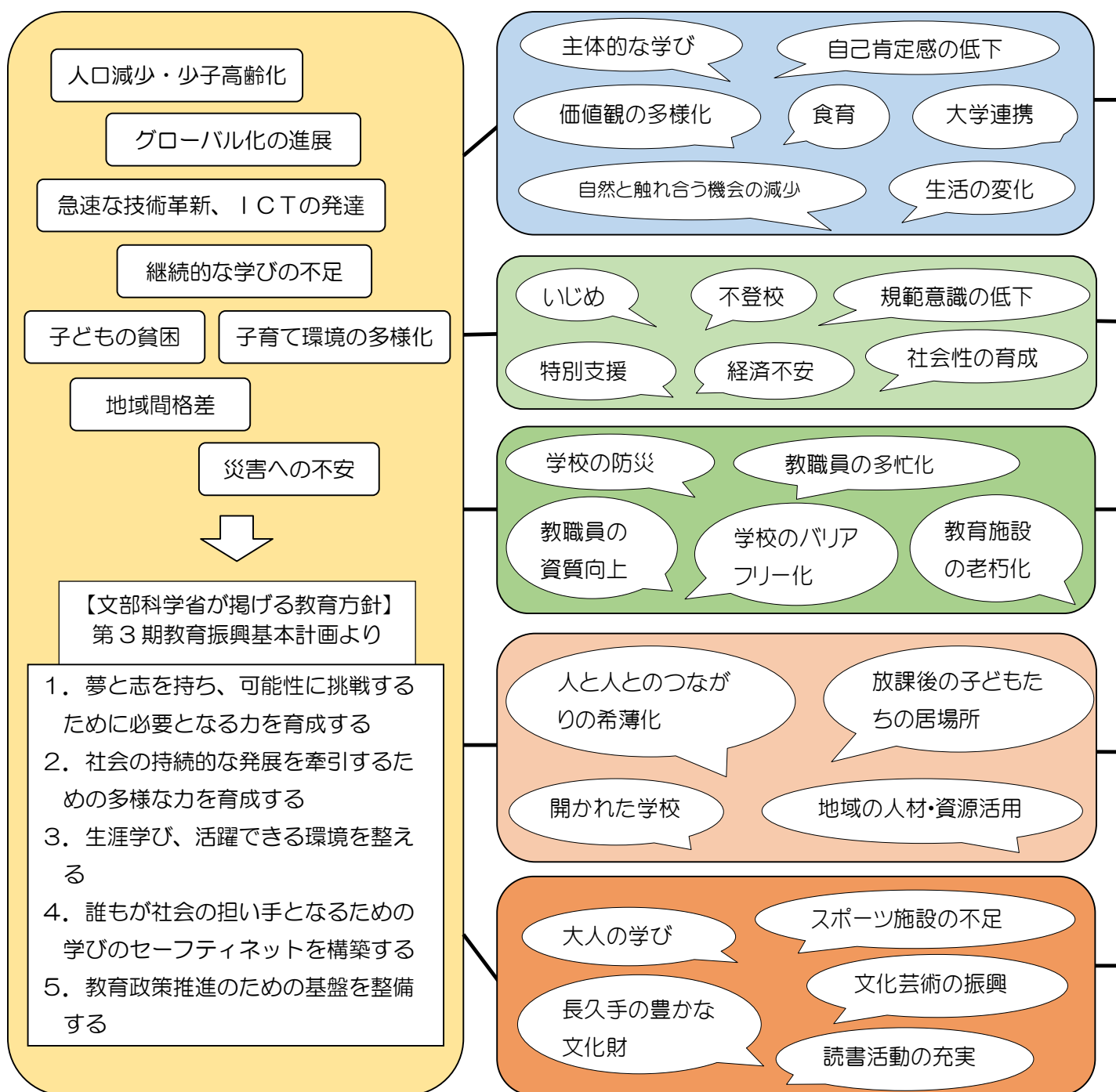
※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

1 課題に対する基本目標

本計画の基本目標は、第3章で提示した課題に対応するための目標です。以下のとおり、それぞれの課題に対する目標を設定しています。

【全国的な社会状況の変化】

【市民アンケート・ヒアリング等から浮かび上がったキーワード】



【長久手市の課題】

【計画の基本目標】

課題 1

社会情勢の変化や教育をめぐる状況の変化により、受動的な学びの姿勢だけでは人生を豊かに生きていくことができない

I 「生きる力」の育成に向けた取組の充実

課題 2

子どもたちやその家庭が多様化しているため、画一的な支援では対応しきれない

II 個に応じたきめ細やかな教育の充実

課題 3

子どもの学びを支える安心・安全で質の高い教育環境の持続が困難になっている

III 子どもの学びを支える教育環境の整備

課題 4

住民間の地域でのつながりが希薄化している

IV 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり

課題 5

より多くの市民がいつまでも、学びを続けるための仕組みが不足している

V 生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実

2 長久手市における教育の基本目標

本計画の施策展開にあたっては、第3章の現状と課題を踏まえ、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 「生きる力」の育成に向けた取組の充実

方向性

長久手市で育つ子どもが豊かで幅広い学力を身に付けるため、幼児教育や学校教育の機会を十分に提供し、長久手の地域資源、歴史、文化などの活用、地域との交流・体験などを通じて人間力を伸ばし、“長久手の子ども”を育む教育の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 個に応じたきめ細やかな教育の充実

方向性

一人ひとりの子どもが輝く教育を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、それぞれの個に応じたきめ細やかな教育が必要です。財政的な支援を含め、それぞれに平等に教育の機会が提供され、保障されることで、すべての子どもの人間力を高める教育を展開します。

基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備

方向性

長久手市の子どもが様々な学びに触れ、深めていくためには、魅力あふれる教育環境の整備が必要です。すべての子どもに対する教育の機会の保障へ向け、子どもたちが安心して学校に通うことができるように、施設の整備や教員への支援を行い、快適な教育環境の実現を目指します。

基本目標Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり

方 向 性

市民の学びを深めるうえで、地域で家庭や学校を支える仕組みをつくり、連携・協働することが必要です。学校教育の場や放課後の居場所等、様々な場面において地域とふれあう機会を創出し、相互の成長を図ります。

基本目標Ⅴ 生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実

方 向 性

学びの機会は、すべての人に等しく保障される必要があり、生涯を通じて学び続けられる機会の提供が重要です。また、学びの場において“教え合い、学び合い”を促進し、ふれあいを育むことで、市民が生涯にわたって学びを継続し、向上心をもって成長できる環境を整えます。

3 計画の体系

【基本理念】

人間力を育み

いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち

成長できる人づくり

自然共生・地域共存・多様性尊重

【教育方針】

教育方針 1

自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する

教育方針 2

地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する

教育方針 3

多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

【基本目標】

I 「生きる力」の育成に向けた取組の充実

- (1) 自然と親しむ教育の推進
- (2) 地域との交流・体験を重視した教育の推進
- (3) 確かな学力の育成
- (4) 国際理解教育の推進
- (5) 主体性を育む教育の推進
- (6) 健やかな体の育成
- (7) 安心安全な給食の提供と食育の推進
- (8) 大学・民間連携の推進

II 個に応じたきめ細やかな教育の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の構築
- (2) いじめ予防と人権教育の推進
- (3) 不登校児童生徒への支援の充実
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 財政的な支援等の充実

III 子どもの学びを支える教育環境の整備

- (1) 幼児教育環境の充実
- (2) 安全で快適な学習環境づくり
- (3) 教員の資質向上
- (4) 危機管理体制の構築
- (5) 教員多忙化解消への取組の推進

IV 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり

- (1) 長久手版コミュニティ・スクール設置に向けた仕組みづくり
- (2) 地域とふれあう機会の創出
- (3) 放課後の子どもの居場所づくり

V 生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実

- (1) 市民の自主的な生涯学習活動の推進
- (2) スポーツ環境の整備
- (3) スポーツに親しむ機会の充実
- (4) 文化の家を拠点とした文化芸術環境の整備
- (5) 文化・芸術体験の充実
- (6) 青少年の健全な育成を支える
- (7) 伝統文化に親しむ場と機会の充実
- (8) 子どもの読書活動の推進
- (9) 魅力ある図書館づくり

【基本施策】

【主な取組】

①環境教育の推進 ③ブレイパークの推進	②平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進	
①あいさつの励行 ④地域人材を活用した教育の推進	②伝統文化体験学習の推進	③キャリア教育の推進
①ＩＣＴ教育・情報モラル教育の推進 ④読書活動の推進	②プログラミング教育の推進 ⑤ESD（持続可能な開発のための教育）の推進	③主体的・対話的で深い学びの実践
①外国語に触れる機会の拡充	②多文化共生教育の推進	
①子どもチャレンジ事業の実施	②主体的・対話的で深い学びの実践【再掲】	
①保健教育の充実	②基本的な生活習慣の確立への支援	③運動に親しむことができる環境づくり
①アレルギー対応食の提供 ④愛知県産の食材活用	②郷土料理、行事食の提供 ⑤保育園給食巡回指導の実施	③施設見学試食会の開催
①大学や民間企業と連携した教育の推進	②創造性・感性を育む教育の推進	
①幼稚園・保育園・小学校間の交流及び研修の実施 ③ピアサポートの実施	②小学校見学会の実施	
①道德教育の充実 ④多文化共生教育の推進【再掲】	②人権教育の推進	③男女共同参画の推進
①適応指導教室の充実 ③不登校傾向児童生徒の早期発見	②家庭にいる不登校児童生徒への適切な支援の実施	
①インクルーシブ教育システムの構築 ④ＩＣＴを活用した授業の実践	②通級指導教室の充実	③学級指導補助の適正な配置
①就学援助費の支給 ④給付型奨学金制度の検討	②特別支援教育就学奨励費の支給 ⑤ひとり親家庭への支援の充実	③私立高校授業料補助の実施 ⑥学習支援事業の実施
①上郷保育園の改築	②幼稚園運営に対する補助	③障がい児保育の充実
①学校普通教室へのエアコン設置 ④学校施設の長寿命化対策	②学校施設のバリアフリー化	③学校施設の長寿命化計画の策定
①教員研修の充実		
①危機管理マニュアルの策定	②防災教育の推進	③学校施設利用計画の策定
①教員の多忙化解消プランの策定 ④スクール・サポート・スタッフの配置検討	②外部指導者の拡充と部活動指導員の検討	③専門スタッフ等の拡充
①地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進		②地域コーディネーターの育成と拡充
①学校ボランティアとの交流 ②地域人材を活用した教育の推進【再掲】		
①上郷児童館の整備	②北児童館の整備	③児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備
①自主的な学習の支援 ④学習の場の充実	②学習内容の充実	③学習情報の充実
①スポーツ施設等整備事業 ④学校プール開放の推進	②杵ヶ池体育館の施設長寿命化	③小中学校施設の開放推進
①総合型地域スポーツクラブの発展 ②社会体育施設の利用促進		
①アートのまち創造事業の推進	②情報事業の推進	③活動空間提供事業の推進
①普及・啓発事業の推進	②鑑賞・体験事業の推進	③市民参画事業の推進
①休日を活用した学習機会の提供	②個性を発揮できる活動の機会づくり	③健全な家庭づくりの支援
①学習の機会の提供 ②文化財の保存及び活用の推進		
①乳幼児期からの読書活動の支援 ④学校連携司書の派遣	②良質な図書の収集	③児童館への団体貸出
①魅力ある蔵書の提供 ④施設の整備	②本の展示やイベントなどの実施 ⑤郷土、行政に関する資料の収集	③本の調査要望への対応 ⑥地域資料の電子化と公開

第5章

施策の展開

基本目標Ⅰ 「生きる力」の育成に向けた取組の充実

基本施策（１）自然と親しむ教育の推進

学校における環境教育や里山、田畑、水辺、地域の自然を生かした学習及び野菜の栽培などの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや水辺の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、生命の大切さや自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を養います。



〔平成こども塾を活用した学校連携プログラム〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
環境教育の推進	豊かな自然環境を守り、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会をつくっていくため環境教育や環境保全活動を推進します。	教育総務課
平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進	自然とのふれあい、体験を通じた環境教育、地域の人との交流、食の体験などの機会を通じて学び、生きる力を育みます。	平成こども塾
プレーパークの推進	自分の責任で自由に体験ができるプレーパークを推進します。プレーリーダーの育成について研究するとともに、地域のボランティアの協力を得ながら、日常生活ではなかなか体験できないたき火や泥遊び、木登りなどを行うことができる環境の整備を検討します。	平成こども塾

基本施策（２）地域との交流・体験を重視した教育の推進

子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組の充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進め、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を推進していきます。



〔職場体験学習風景〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
あいさつの励行	開かれた学校の実現を目指して、明るく元気にあいさつができる学校づくりに取り組みます。	教育総務課
伝統文化体験学習の推進	地域の伝統文化（棒の手・ざい踊り・おこしものづくりなど）を体験・学習することで保存・継承を図るとともに、地域との連携・協働を推進します。	教育総務課
キャリア教育の推進	職場体験学習や職場見学などの機会を設け、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。	教育総務課
地域人材を活用した教育の推進	地域コーディネーターを核として、学校と地域人材とのマッチングを図るなど家庭や地域社会との連携を深め、その教育力の活用を図ります。	教育総務課

基本施策（３）確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力をバランスよく身につけ、主体的に学ぶ子どもを育成します。そのために、主体的・対話的な授業の推進に向けた改善、教員研修の充実に努めます。



〔ＩＣＴ機器を活用した授業風景〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
ＩＣＴ教育・情報モラル教育の推進	楽しく学ぶ、考え方を学ぶ、常に最先端を意識して、それを活用するという視点で、ＩＣＴ教育環境の充実を図ります。また、児童生徒が将来にわたり、情報社会を生きていく中で、児童生徒自身が判断して行動できる態度を身につけられるよう指導します。	教育総務課
プログラミング教育の推進	プログラミング教育を推進するとともに、ＩＣＴ支援員の活用や大学・民間企業との連携を図ります。	教育総務課
主体的・対話的で深い学びの実践	生きてはたらく知識・技能の習得など新しい時代に求められる資質や能力を育成するため、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」を意識した授業の推進・改善を図ります。	教育総務課
読書活動の推進	児童生徒の発達段階に応じて、楽しんで読書しようとする態度を育て、ものの見方や考え方を広げるため、朝読書や読書週間の実施などにより、読書活動の習慣化に取り組みます。	教育総務課
ESD（持続可能な開発のための教育）の推進	ESD（持続可能な開発のための教育）の推進を図るとともに、ユネスコスクール加盟校である東小学校を中心に、伝統芸能・国際理解・福祉・環境教育を各授業等に取り入れ、多面的・総合的なものの見方ができる力を養います。	教育総務課

基本施策（４）国際理解教育の推進

国際的な視野に立って外国語教育の充実を図るとともに、異文化を理解し、尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく力を身につけます。



〔ALTによる授業風景〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
外国語に触れる機会の拡充	学習指導要領改定に基づく小学校3・4年生における外国語教育、小学校5・6年生における外国語の教科化に向けて、外国語に触れる機会の拡充を図ります。また、大学や地域人材等を活用し、外国語教育の充実を図ります。	教育総務課
多文化共生教育の推進	児童生徒が異なる文化や習慣を理解し、対等な立場を築きながら、共に生きていく力を身につけさせるとともに、多文化共生社会の実現に向けて、外国人との交流の機会を積極的に設けます。	教育総務課

基本施策（５）主体性を育む教育の推進

子どもたちが知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や課題を自分で見つけ、自ら学び、主体的に判断して、行動することができ、課題を解決する資質や能力等の社会性を最大限に伸ばしながら、必要な力を身につけられるよう支援します。



〔主体的な学びの様子（話し合い活動）〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
子どもチャレンジ事業の実施	子どもの積極的な学習などの取組を応援することで、子どもの主体性を育成します。子どもが抱いた「夢」や「学習」などに対して、子ども自ら課題を見つけ、達成する過程で主体性を育てていき、大人は最小限の助言をします。	教育総務課
主体的・対話的で深い学びの実践【再掲】	生きてはたらく知識・技能の習得など新しい時代に求められる資質や能力を育成するため、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」を意識した授業の推進・改善を図ります。	教育総務課

基本施策（６）健やかな体の育成

児童生徒が心身ともに健やかにたくましく成長していくためには、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を身につけることが重要になります。

学校生活においては、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。



〔喫煙防止教室の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
保健教育の充実	生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、保健教育の充実を図るとともに、アレルギー疾患等、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理を推進します。	教育総務課
基本的な生活習慣の確立への支援	児童生徒が、情報機器を利用する機会の拡大による生活リズムの変化を踏まえつつ、家庭の教育力の向上に向けた取組や学校における指導等を通じ、児童生徒の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開します。	教育総務課
運動に親しむことができる環境づくり	個々の体力や技能に応じた目標を設定し、それを実践するなど誰もが意欲的に運動に取り組めるように授業の改善や課外活動の活用等を行います。	教育総務課

基本施策（７）安心安全な給食の提供と食育の推進

健康や食を取り巻く環境、食に対する価値観が大きく変化・多様化しています。児童生徒の健全な身体の発達に資するために、愛知県産（長久手市産）食材を活かした安全で安心な学校給食の提供を行い、小中９年間にわたる一貫した食育を推進します。



〔学校給食の例〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
アレルギー対応食の提供	卵、乳のアレルギーをもつ園児、児童生徒に、卵、乳を除去した対応食を提供します。	給食センター
郷土料理、行事食の提供	この地方に伝わる郷土料理や七夕、お月見など季節の行事にちなんだ給食を提供します。	給食センター
施設見学試食会の開催	学期に１回、市広報紙等により募集し、給食センターの見学、栄養士による講話、当日に提供する給食の試食を行います。	給食センター
愛知県産（長久手市産含む）の食材活用	物資を選定する時に愛知県産（長久手市産含む）食材を積極的に取り入れ、地産地消を推進します。	給食センター
保育園給食巡回指導の実施	市立保育園園児の栄養改善及び健康保持増進のため、管理栄養士による各園巡回指導を行います。食材の栄養や箸の持ち方、食器の並べ方などを指導訪問します。	給食センター

基本施策（８）大学・民間連携の推進

長久手市は、大学や民間企業などに恵まれた環境にあります。これらと学校教育とのマッチングを図ることで、児童生徒が、多様化・複雑化する社会を乗り切る力を身につけることや感性を高める取組を推進します。



〔民間警備会社による防犯教室〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
大学や民間企業と連携した教育の推進	大学・民間企業などの専門性を活かすことができる教育分野（外国語教育・ＩＣＴ教育・プログラミング教育など）において、学校教育との連携を進めます。	教育総務課
創造性・感性を育む教育の推進	大学や文化の家などと連携して、幼児期から学齢期にかけて文化・芸術に触れることにより、創造性・感性を育みます。	教育総務課 文化の家

基本目標Ⅱ 個に応じたきめ細やかな教育の充実

基本施策（１）切れ目のない支援体制の構築

就学前から小学校、中学校までを切れ目なく子どもの育ちを支援する仕組みが求められています。児童と保護者が安心して就学、進学を迎えられるように、幼稚園・保育園・小学校・中学校間の円滑な連携ができるような取組を推進します。



〔ピアサポートの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
幼稚園・保育園・小学校間の交流及び研修の実施	幼稚園教諭や保育士と小学校教員の意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設け、相互の現場の状況を理解し、指導に活かすための交流及び研修を実施します。	教育総務課
小学校見学会の実施	就学に向けた不安を解消するため、園児を対象として、小学校を見学する機会を設けます。	教育総務課
ピアサポートの実施	中学校進学に向けた不安を解消するため、小学6年生を対象として、中学校の見学や中学生と交流する機会を設けます。	教育総務課

基本施策（２）いじめ予防と人権教育の推進

日頃から児童生徒の理解に努め、一人ひとりの小さなサインを見逃さず、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を学び、すべての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を目指します。



〔命の学習講座の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
道徳教育の充実	ルール、あいさつ、コミュニケーションなど、児童生徒が社会で対応可能な技能の習得に向け、学校現場において、異学年で学ぶ機会の確保など授業内容の工夫を図ります。	教育総務課
人権教育の推進	自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、互いの人権を守るために行動できる力を身につけるとともにいじめ予防につなげます。	教育総務課
男女共同参画の推進	次代を担う子どもたちに男女平等の意識を学校教育のなかで身につけられるように、男女共同参画に関する学習や男女を区別する慣習の見直しに取り組めます。	教育総務課
多文化共生教育の推進【再掲】	児童生徒が異なる文化や習慣を理解し、対等な立場を築きながら、共に生きていく力を身につけさせます。	教育総務課

基本施策（３）不登校児童生徒への支援の充実

近年、増加傾向にある不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として、適応指導教室における相談体制の充実を図るとともに、**家庭にいる不登校児童生徒**に対しては、家庭への訪問等を進め、学校や社会への復帰を支援します。



〔適応指導教室「N-ハウスあい」〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
適応指導教室の充実	不登校児童生徒が適応指導教室で安心して過ごせるよう、適応指導教室の環境整備を図るとともに、カウンセラーや心のアドバイザーを適正に配置し、相談体制の充実を図ります。	教育総務課
家庭にいる不登校児童生徒への適切な支援の実施	家庭にいる不登校児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが中心となって、学校や関係機関との連携を図り、家庭訪問等学校への復帰に必要な支援を行います。	教育総務課
不登校傾向児童生徒の早期発見	スクールソーシャルワーカーが学校を定期的に訪問したり、校内会議に参加したりすることで、不登校傾向児童生徒の早期発見に努め、必要に応じた支援を行います。	教育総務課

基本施策（４）特別支援教育の推進

配慮が必要な児童生徒が自尊感情を高め、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応え、多様で柔軟な取組を進めます。また、児童生徒の学習に対する興味や意欲を高めるため、ＩＣＴの活用を積極的に進めます。



〔ＩＣＴ機器を活用した授業風景〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
インクルーシブ教育システムの構築	適正な就学や中学校への進学に向けて、保育園・幼稚園・小学校・中学校間の情報共有を密にする情報支援のほか、通級指導教室・特別支援学級など多様な学びの場の環境整備や合理的配慮の提供を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。	教育総務課
通級指導教室の充実	通常学級に在籍している困り感をもつ児童生徒が、個々の状態に応じて必要な指導を受けることができるよう、環境整備や支援体制の充実を図ります。	教育総務課
学級指導補助の適正な配置	発達障害のある児童生徒の学習を助けたり、学校生活を支えたりするための学級指導補助の増員を図るなど、体制の充実を図ります。	教育総務課
ＩＣＴを活用した授業の実践	児童生徒の学習に対する興味や意欲を高めるため、タブレット端末の導入を検討し、ＩＣＴを積極的に活用した授業を推進します。	教育総務課

基本施策（５）財政的な支援等の充実

子どもの養育や就労、生活等について様々な困難に立たされるケースがあります。このような困難に直面している家庭に対し総合的な支援を行い、自立した生活を営むことができるよう、施策を推進していきます。



【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
就学援助費の支給	経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を行います。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な援助を行います。	教育総務課
私立高校授業料補助の実施	私立の高等学校等に在籍する生徒の保護者に対し授業料の補助を行います。	教育総務課
給付型奨学金制度の検討	経済的な理由により高等学校等の修学が困難な状況にある学業良好な生徒を対象に、修学に必要な資金を補助する制度の創設を検討します。	教育総務課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対して、各種手当の支給、小学生を対象とした無料の学習支援、資金の貸付、母子・父子自立支援員による相談等支援の充実を図ります。	子育て支援課
学習支援事業の実施	経済的な事情により学習塾に通えない中学生を対象とした無料の学習支援を行います。	福祉課

基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備

基本施策（１）幼児教育環境の充実

保育園では、３歳未満児で発生している待機児童への対応が必要不可欠となっており、保育園の改築による施設の拡充など、様々な方法で待機児童ゼロを達成するための量的な拡充を図ります。

また、教育・保育が利用できる体制とともに、子どもを安心して預けることができる安全な環境の整備を進めます。



〔改築を予定している上郷保育園〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
上郷保育園の改築	現農村環境改善センター多目的広場（グラウンド）において、上郷児童館、上郷保育園及び児童発達支援センターの一体的な整備を進めます。	子育て支援課
幼稚園運営に対する補助	幼稚園事業の促進を図るため、市内の幼稚園に対して運営費の補助を行います。	子育て支援課
障がい児保育の充実	長湫西保育園の３歳児以上のクラスにおいて、障がい児保育を新たに行います。	子育て支援課

基本施策（２）安全で快適な学習環境づくり

安全で安心な学習環境を確保し、効率的で効果的に施設を運営するため、学校施設等の整備・充実に努めます。学校との連絡体制を密にし、必要な修繕等については迅速に対応し、児童生徒の学習に支障をきたすことのないように取組を推進します。



〔長久手中学校建物改修後の教室〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
学校普通教室等へのエアコン設置	全小中学校の普通教室等へエアコンを設置し、平成31年7月からエアコンの使用開始を目指して設置事業を進めます。	教育総務課
学校施設のバリアフリー化	ユニバーサルデザインの考え方をもとに、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行います。	教育総務課
学校施設の長寿命化計画の策定	児童生徒の学習環境を整えるため、ファシリティーマネジメントの観点から、計画を策定するとともに、計画に基づいた定期的な修繕を行い、学校施設を適切に維持管理します。	教育総務課
学校施設の長寿命化対策	学校施設の長寿命化計画にもとづき、校舎等学校施設の改修、改築を行います。	教育総務課

基本施策（３）教員の資質向上

教員に求められる能力は、授業力を中心として、生徒指導に関する力、学校運営に関する力、地域や保護者及び同僚とのコミュニケーション力等多岐にわたります。教員のライフステージに応じた研修や専門性の向上を図る研修等を実施し、学び続ける教員を支援します。



〔現職教育全体研修の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
教員研修の充実	各学校における校内研修の推進のほか、「愛知県教員研修計画」にもとづき、県と連携して、教員の力量向上に向けた研修を行います。	教育総務課

基本施策（４）危機管理体制の構築

様々な学校災害に対して、危機管理マニュアル等に基づき、児童生徒等の安全を確保するとともに、平素から災害の未然防止の取組や発生時の被害を最小限に抑える減災の視点に立った学校の危機管理能力の向上を図ります。



〔避難訓練の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
危機管理 マニュアルの策定	学校管理下で発生する 事件・事故 等に対する対応をマニュアル化し、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体での体制整備を行います。	教育総務課
防災教育の推進	児童生徒の発達段階に合わせ、災害への理解、知識を体系的に学習し、実践的な避難訓練の計画、実施とあわせて防災教育の推進をします。	教育総務課
学校施設利用計画 の策定	災害後の学校教育活動の早期再開を念頭に置き、関係各課や防災組織等との連携体制の構築や、運営マニュアルの整備などを定めた学校施設利用計画を策定します。	教育総務課

基本施策（５）教員多忙化解消への取組の推進

過去の国際的な調査等でも示されているように、日本の教員の業務量は比較的多く、その内容も生徒指導から保護者の相談、地域との連携まで多岐にわたります。教員が子どもと向き合う時間を確保するために、専門スタッフ等の拡充や教員が働きやすい職場環境の整備を支援し、教員の負担軽減に向けた取組を進めます。



〔部活動指導の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
教員の多忙化解消プランの策定	教員の質の高い教育のための基盤整備と教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えるため、教員の多忙化解消プランを策定します。	教育総務課
外部指導者の拡充と部活動指導員の検討	顧問の教員等と連携・協力しながら、コーチ等として技術的な指導を行う外部指導者の拡充と大会への引率等も可能な部活動指導員の活用を検討します。	教育総務課
専門スタッフ等の拡充	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを必要に応じて拡充し、チーム学校の実現に向けて取り組みます。	教育総務課
スクール・サポート・スタッフの配置検討	教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう、サポートスタッフの配置を検討します。	教育総務課

基本目標Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり

基本施策（１）長久手版コミュニティ・スクール設置に向けた仕組みづくり

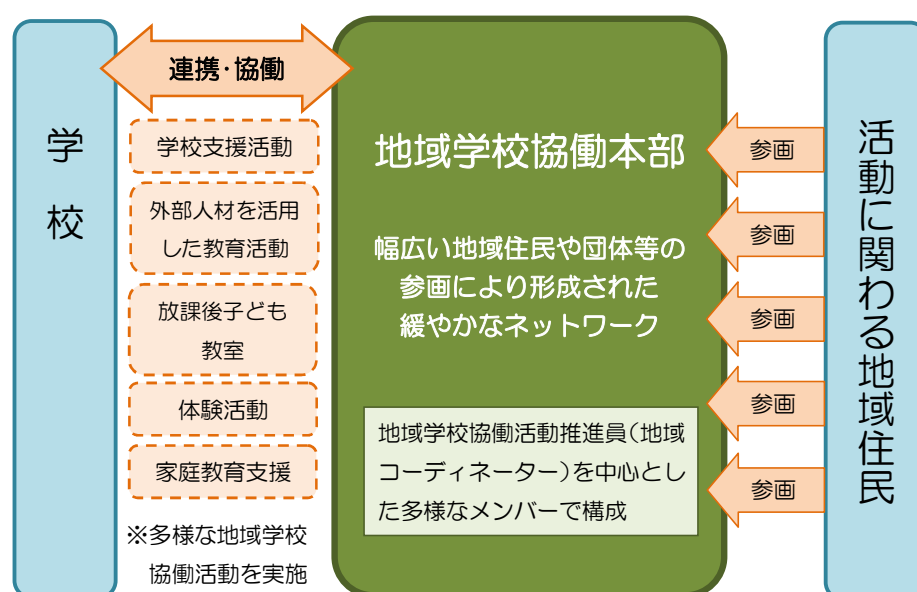
地域全体で子どもたちの成長を支えるために、地域と学校が連携・協働する体制づくりを行うとともに、学校の特色や地域の特性を活かした学校運営を行うための仕組みづくりに取り組みます。まずは、コミュニティ・スクールの基礎となる地域学校協働本部の立ち上げを目指します。



〔地域の方による登校見守りの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進	モデル校において地域コーディネーターを核とした地域学校協働活動を推進し、地域学校協働本部の立ち上げを目指すとともに他校への拡大を進めます。	教育総務課
地域コーディネーターの育成と拡充	地域学校協働活動を推進するにあたり、活動の中心となる地域コーディネーターの育成と増員を図ります。	教育総務課



〔地域学校協働本部イメージ図〕

基本施策（２）地域とふれあう機会の創出

核家族化の進行等により家庭における世代間交流の機会が少なくなっています。世代を超えた地域の人材との交流によって、子どもたちの体験の機会を増やし、地域との繋がりをつくり、「地域に開かれた学校」を目指します。



〔シニアクラブの方との花の寄せ植え〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
学校ボランティアとの交流	学校の教育活動は、地域住民による学校ボランティアに支えられています。児童生徒とボランティアの方々との交流の機会を充実させ、活動の活性化を図ります。	教育総務課
地域人材を活用した教育の推進 【再掲】	地域コーディネーターを核として、学校と地域人材とのマッチングを図るなど家庭や地域社会との連携を深め、その教育力の活用を図ります。	教育総務課

基本施策（３）放課後の子どもの居場所づくり

就学前に保育サービスを利用していた子どもが、小学校に入学した際に放課後の居場所が無くなることのないよう、放課後の子どもの居場所づくりは必要不可欠です。

子どもたちの安心・安全な居場所確保のため、児童館、児童クラブ、放課後子ども教室等を活用することで放課後児童対策の充実を図ります。



〔じどうかんまつりの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
上郷児童館の整備	現農村環境改善センター多目的広場（グラウンド）において、上郷児童館、上郷保育園及び児童発達支援センターの一体的な整備を進めます。なお、上郷児童館内には、児童クラブ室を整備します。	子育て支援課
北児童館の整備	旧長湫北保育園の跡地において、現在の下山児童館から児童館機能を移設し、地域共生ステーションと併設することにより、北小学校区の人々が集まる複合施設として整備します。なお、北児童館内には、児童クラブ室を整備します。	子育て支援課
児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備	「放課後子ども総合プラン」に基づき、2023 年度を目標に、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。	子育て支援課

基本目標Ⅴ 生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実

基本施策（１）市民の自主的な生涯学習活動の推進

ライフスタイルの変化とともに生涯を通じた学びのニーズが多様化する中で、自由に機会を選択しながら学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現が一層望まれています。

市民の教養や文化の向上を図るために、講座や教室を開講し、市民が楽しく学ぶ機会を提供することにより、自主的な生涯学習活動を推進します。



〔学び・アイ講座の様子〕

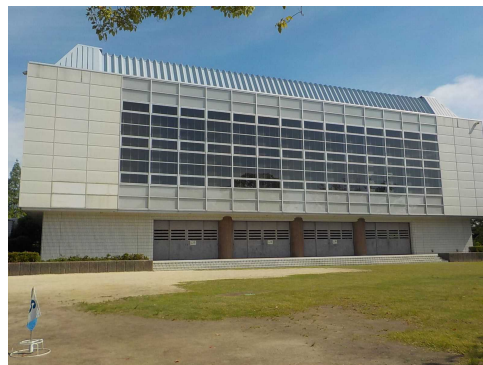
【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
自主的な学習の支援（受講生・講師・サークル）	市民の自主的・主体的な学び及び講師の育成を支援し、公民館講座を開講する等、生涯学習事業を実施します。	生涯学習課
学習内容の充実	アンケートにより市民の意見・要望を調査し、市民ニーズに対応した講座を開講することにより、満足度向上に取り組めます。	生涯学習課
学習情報の充実	学習情報や関連情報を総合的に体系的に整理し、市民に分かりやすい一元化された情報提供を行います。	生涯学習課
学習の場の充実	市民が集い学び発表する場として、公民館を適正に運営し、居場所づくりに取り組めます。	生涯学習課

基本施策（２）スポーツ環境の整備

市民のスポーツや健康づくりに関する様々なニーズに応える健康スポーツ拠点をも新たに整備します。

また、既存体育施設の改修工事を計画的に実施し、市民が安全な施設でスポーツに親しむことができるようにしていきます。



〔杓ヶ池体育館の外観〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
スポーツ施設等整備事業	市民のスポーツや健康づくりに関するさまざまなニーズに応える健康スポーツ拠点の整備を推進します。	生涯学習課
杓ヶ池体育館の施設長寿命化	市民に広く親しまれている杓ヶ池体育館を適正に管理するため、長寿命化工事を実施します。	生涯学習課
小・中学校施設の開放推進	市民が日常的にスポーツ活動に親しむことができるように、学校教育に支障のない範囲で学校の体育施設を開放します。	生涯学習課
学校プール開放の推進	市民が水泳を通して健康づくりを行えるよう、学校プールを夏休み期間中開放します。	生涯学習課

基本施策（３）スポーツに親しむ機会の充実

健康寿命の延伸とともに、市民がスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会は増え、健康や体力づくりに対する関心はますます高くなっています。

一人ひとりが健康で豊かに暮らせるように、市民に学びの場を提供し、スポーツや健康づくりに関する学習を進めます。



〔新春ふれあいマラソン大会の様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
総合型地域スポーツクラブの発展	子どもから高齢者まで、さまざまな人がスポーツと触れあうことができるスポーツクラブを市民や地域が主体となって運営できるよう検討します。	生涯学習課
社会体育施設の利用促進	市内の社会体育施設の利用促進のため、多様なスポーツや健康づくりのニーズをとらえた環境の提供や周知を図ります。	生涯学習課

基本施策（４）文化の家を拠点とした文化芸術環境の整備

市民一人ひとりが文化芸術を通じて、豊かな感受性や想像力を育み、人生を充実感のあるものにするとともに、生き生きと暮らすことができるよう、文化の家を拠点として、誰もが参加でき、充実感を得られる文化芸術環境づくりに取り組みます。



〔音楽事業「おんぱく」の様子〕

① アートのまち創造事業の推進

様々な市民・アーティスト等が参加するフェスティバル、アーティストによる芸術作品の制作やユニークな芸術系のイベント、市民が主役の作品創造や発表の場づくり、文化力の活用など、市民がアートのまちを実感でき、文化芸術を創造し、活用していくための社会基盤をつくります。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
アートのまちフェスティバル事業	市内に多く在住する美術作家たちによるアートフェスティバル、子育て世代が多く在住するニーズを反映してまちなかで行う音楽事業「おんぱく」など、市内のさまざまな場所を会場として、市民やアーティスト・大学等とのパートナーシップで運営します。	文化の家
創造スタッフの創造活動	創造スタッフが、文化の家等を利用して、芸術作品を創造・発表する時間・場所等を提供し、創造活動を支援します。また、アウトリーチ自主事業の企画提案やサポート等に積極的に関わり文化の家での活動実績を自らのキャリアパスとします。	文化の家
インクルーシブ・アートの普及啓発	社会包摂を目指した福祉分野で、アートの活用を考えます。障がい者・高齢者・病児やコミュニケーションや自己肯定感に課題を抱える青少年等に対してアートによる支援方策を研究・実施します。	文化の家
アートのまちづくり推進	アートのまち創造事業を推進していく官民学連携による協力推進体制の基盤づくりを進めます。	文化の家

② 情報事業の推進

文化の家の事業や活動情報を収集・整理して市民に情報提供するとともに、自主創造活動等様々な取り組みを全国に発信します。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
広報・宣伝の強化	広報担当を設置し、印刷物、ウェブコンテンツ、マスメディアのパブリシティ、市民・文化の家利用者・アーティスト等とのリレーション(関係性)の構築など、自主事業のみならず、文化の家全体の魅力発信を行います。	文化の家
年報・アーカイブ等の情報公開と発信	文化の家の各年度の事業や運営についての内容や結果と評価等を記載した年報を作成し、情報の公開と発信を図るとともに、次年度以降の事業の改善資料とします。また、これまでの実績(写真、映像等も含め)を取りまとめてアーカイブをホームページ等で可視化し、文化の家の遺産として周知できるようにします。	文化の家

③ 活動空間提供事業の推進

市民や芸術家等の自主的な活動に対し、文化の家のアトリビング諸室やホールなどの活動特性を尊重した運営を行います。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
パブリックスペース（ビュッフェカウンター・ギャラリー・アトリウム・北テラス・ラウンジ等）活用事業	文化の家のパブリックスペース（ビュッフェカウンター、ギャラリー、アトリウム、北テラス、ラウンジ等）について、行政や地域の団体との連携によってその活用を図ります。	文化の家
利用率の低い貸し空間の稼働率向上	市民や地域団体の文化活動、芸術家・芸術団体の芸術活動、地域のコミュニティ活動など、自主的な諸活動に対し、アトリビングやホールなど、活動場所を適正な使用料金で貸し出します。	文化の家

基本施策（５）文化・芸術体験の充実

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、心にゆとりと潤いをもたらし、生活を豊かにする文化や芸術に親しむことのできる機会が求められています。ジャンルを超えた多彩な文化・芸術活動の交流の機会を通し、市民の独創的で新しい感性や豊かな創造力、発信力を育むような取組を支援していきます。



〔アーティストの学校派遣事業「であーと」の様子〕

① 普及・啓発事業の推進

次代を担う子どもをはじめ、生の舞台公演や芸術作品を鑑賞する機会が少ない市民、都市部まで足を運ぶことが少ない高齢者など、文化芸術にふれることが少ない市民を対象に、文化の家で公演や展示を行ったり、市内各地に出向いて公演を行います。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
「であーと」 （アーティストを 学校に派遣して アートとの出会い をつくる）	誰もが等しくアートと出会うよう学校にアーティストを派遣します。鑑賞のみならずアーティストとの交流を通して、生き方など多様な価値を学ぶ機会とします。	文化の家
普及鑑賞事業	市民が文化芸術に気軽にふれることができ、文化活動のきっかけづくりとして親しみのある内容の公演やワークショップ、他分野との連携に取り組みます。	文化の家
普及啓発に関わる 地元アーティスト・ 専門家の育成と 体験型ワークショッ プなどのプログラ ム開発及び支援	大学とのアートマネジメント連携による普及啓発や、若手アーティストを起用したアートデリバリーの実践を通して、専門家の人材育成やメニューの充実を図ります。	文化の家

② 鑑賞・体験事業の推進

文化芸術の各種講座、舞台芸術鑑賞、展示など市民ニーズを踏まえながら質の高いプログラムを編成し、市民が芸術にふれ、楽しむ機会を設けるとともに、市民自ら芸術活動をはじめ多岐多様にわたる文化活動を誘発します。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
舞台芸術鑑賞事業	可変機構をもつホールの特徴を活かして、音楽、演劇、舞踊、芸能など、質の高い舞台芸術公演の鑑賞機会を提供します。その際、事前に作品の背景を学ぶ機会を設けたり、解説付きのコンサートを開催するなど、理解を深める工夫を図ります。	文化の家
キッズプログラム	子どもや親子向けに、文化芸術を楽しみながら体験できる公演・展示・ワークショップ等を実施します。	文化の家
提携事業	市内外を問わず芸術家、芸術団体、芸術系大学を始めとした教育機関等と協力し、芸術作品の創造・発表・広報等を支援します。各地の文化ホール、公益法人等と連携して、鑑賞事業や展示事業の巡回公演等を企画します。また、情報やノウハウを交換するなど、効率的で質の高い芸術提携事業を行います。	文化の家
アートスクール	主に市民の初心者や子どもの初心者を対象に、幅広い分野の芸術等を習う教室を開設します。教室の修了生には、文化サークルづくりとその活動の支援をします。	文化の家

③ 市民参画事業の推進

市民が文化の家に親しみをもち、主体的に参画する機会を設けるため、市民それぞれの関心や意欲に応じて、自分にあった参加ができる、身近な市民参画の機会を充実させるとともに市民参画組織の運営を支援します。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
シネマ倶楽部	光のホール等を利用してこれまで職員が行ってきた映像事業の主体を市民に移して、市民で企画運営していきます。シネマ倶楽部の発展と自立を支援します。	文化の家
地域コミュニティでの活用	地域の絆づくりに向けて、コミュニティでのイベント・行事を盛り上げるために文化芸術を活用することを、コミュニティづくりに取り組む市民とともに考えていきます。	文化の家
市民企画の支援	市民が希望する公演の企画・運営を市民自身が実施する市民企画事業を支援します。また、公益的な活動を支援する公募事業の実施を検討します。また、これまで文化の家で行ってきた事業を市民企画へと移行し、将来的に自主事業の一部を市民が担う仕組みづくりを図ります。	文化の家

基本施策（６）青少年の健全な育成を支える

家庭教育に対する支援や家庭における基本的な生活習慣の定着を図るための取組の推進、青少年が地域や社会と積極的に関わる機会を増やし、夢や希望、志をもった豊かな人間性を持った青少年の育成に取り組めます。



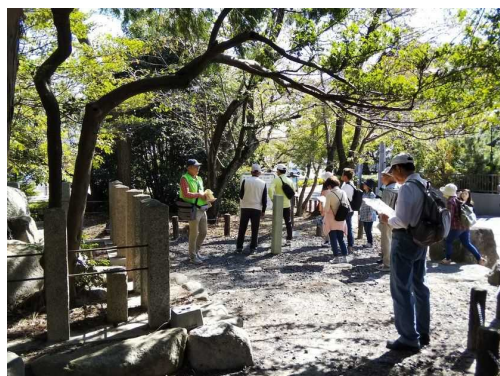
〔土曜日に英語で遊ぼうの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
休日を活用した学習機会の提供	学校教育外の生涯学習を推進するため、休日を活用した学習の機会を提供します。	生涯学習課
個性を発揮できる活動の機会づくり	子どもが積極的に発言、主張する機会を提供することで子どもの個性を育みます。	生涯学習課
健全な家庭づくりの支援	家庭教育の充実に取り組み、家庭教育学級を支援します。	生涯学習課

基本施策（７）伝統文化に親しむ場と機会の充実

郷土の伝統文化について理解を深め、郷土を愛し、伝統文化を尊重する心を育む教育を充実することが重要です。市民の財産として伝統文化を保存、継承し、活用することにより、小牧・長久手の戦いをはじめとする郷土の歴史や市固有の文化財に親しむ場と機会を提供します。



〔史跡めぐりの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
学習の機会の提供	市内外の人に固有の歴史や文化を紹介・案内し、郷土の歴史・伝統文化に親しむ事業を実施します。	生涯学習課
文化財の保存及び活用の推進	本市においてこれまで保存されてきた文化財を将来にわたって適正に継承していくことに取り組めます。また、文化財を活用した取組を進めます。	生涯学習課

基本施策（８）子どもの読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。一方で、様々な情報メディアの発達・普及や生活環境の変化、読書習慣の未形成などにより、「読書離れ」が指摘されています。学校、家庭、地域、図書館等が相互に連携、協力し、補完し合い子どもの読書活動の推進を図っていきます。



〔ブックスタートの様子〕

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
乳幼児期からの読書活動の支援	乳幼児期に初めて本と出会うきっかけをつくるため、赤ちゃん和父母者が絵本を通してふれあう「ブックスタート」などの事業を行います。	中央図書館
良質な図書の収集	専門的視点で司書が選定した良質な図書の収集を継続します。	中央図書館
児童館への団体貸出	中央図書館から児童館へ団体貸出をすることで、良質な本を提供し、読書のきっかけづくりをします。	中央図書館
学校連携司書の派遣	中央図書館から小中学校へ学校連携司書を派遣し、司書教諭と協働して学校図書館を活性化させ、利用を促します。学校連携司書の「1校につき1人の配置」を目指します。	中央図書館

基本施策（９）魅力ある図書館づくり

図書館は、市民が生涯にわたって行う様々な学習活動を支援するため、豊富な資料や情報の収集、保存に加え、市民へ提供する場としても機能しています。蔵書の充実やイベントの開催などのほか、本についての調査要望を的確に把握し、生涯学習の拠点として魅力ある図書館づくりを推進していきます。



〔魅力あるテーマ展示〕

① 図書館利用の促進

魅力ある蔵書を構築するほか、本の展示やイベントの実施、本の調査要望の対応等により、市民の図書館利用を促進させます。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
魅力ある蔵書の提供	司書が新刊書を継続して受入れ、蔵書の入替えを定期的に行うことで、書棚の鮮度を保ち、図書館の魅力を高めます。	中央図書館
本の展示やイベントなどの実施	作家や作品などをテーマにした展示やイベントなどを実施し、市民の図書館利用を促します。	中央図書館
本の調査要望への対応	司書が利用者から本の調査、質問に応じること（レファレンス・サービス）で、市民の求める本を提供します。	中央図書館
施設の整備	長寿命化を図るため施設を診断し施設整備計画を策定するとともに利用者の利便性向上のため、図書館コンピュータシステムのＩＣ機器等の整備を目指します。	中央図書館

② 地域資料の収集と提供

当市の郷土史及び行政に関わる資料など、地域に根ざした資料を網羅的に収集し、適切に保存します。

【主な取組と方針】

取組	取組方針	担当課
郷土、行政に関する資料の収集	司書が専門的視点で郷土、行政に関する資料を収集します。	中央図書館
地域資料の電子化と公開	地域資料をデジタルアーカイブとして保存し、公開を目指します。	中央図書館



“長久手らしい”教育の推進に向けて

「らしさ」とは・・・その人や物事の特徴

⇒ 目標を持って取り組んできたことが、形となって表れる様子のこと

長久手市教育委員会では、地域の様々な資源を活かし、市民の皆さんと協働しながら「長久手らしい」教育を推進するために、教育大綱に関連する取組など特に重要な施策について、今後実施する具体的な事項と進行管理及び成果指標を設定し、着実に目標に向け行動を継続することで“長久手らしい”教育につなげていきます。

教育大綱

人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり
～自然共生・地域共存・多様性尊重～

自然共生

・平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進・・・ P. 57

地域共存

・地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進・・・ P. 58
・地域人材を活用した教育の推進・・・ P. 59

多様性尊重

・多文化共生教育の推進・・・ P. 60
・インクルーシブ教育システムの構築・・・ P. 61

＋(プラス)

長久手の重点取組

・外国人の発音に直接ふれる機会の拡充・・・ P. 62
・大学や民間企業と連携した教育の推進・・・ P. 63
・ICT教育・情報モラル教育の推進・・・ P. 64

取組名	平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実		
基本施策	(1) 自然と親しむ教育の推進		
担当課	平成こども塾		
現状と課題	○平成 30 年度には 67 回の体験活動を実施予定 （特別支援学級合同会、適応指導教室体験会、教職員研修等を含む） ○身近なみどりの減少に伴う子どもの自然とふれあう機会が減少している。		
施策の概要	自然とのふれあい、体験を通じた環境教育、地域の人との交流、食の体験などの機会を通じて学び、生きる力を育みます。		
実施項目	○飯盒炊爨とカレーライス作り ○七夕飾り作り ○昔のおこしもの作り ○走る木車と焼き芋作り ○餅つきと昔の遊び体験 ○松ぼっくりのクリスマスツリー作りと焼き芋体験		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	現状 2018 年		目標 2023 年
	合計 67 回の体験活動の実施		 平成 35 年度の学校連携予定数の実施を目標とする（人口増に伴うクラス増に対応する）

取組名	地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進		
基本目標	Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり		
基本施策	(1) 長久手版コミュニティ・スクールの実施に向けた仕組みづくり		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○開かれた学校づくりに向け、地域と学校が連携・協働できる仕組みが求められている。 ○子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の活性化につなげる。		
施策の概要	モデル校において地域コーディネーターを核とした地域学校協働活動を推進し、地域学校協働本部の立ち上げを目指すとともに他校への拡大を進めます。		
実施項目	○ボランティア活動の現状把握 ○ボランティア団体との意見交換 ○事業実施要綱の作成 ○モデル校での地域学校協働本部立ち上げ ○地域学校協働活動事業の検証 ○他校への拡大		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	地域学校協働本部の立ち上げ学校数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	—		2 校で設置

取組名	地域人材を活用した教育の推進		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実 Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり		
基本施策	(2) 地域との交流・体験を重視した教育の推進 (2) 地域とふれあう機会の創出		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○開かれた学校づくりに向け、地域と学校が連携・協働できる仕組みが求められている。 ○核家族化に伴う異年代交流の機会が減少		
施策の概要	地域コーディネーターを核として、地域人材や地域資源を活用した学習に取り組みます。		
実施項目	○地域人材を活用した部活動・クラブ活動の実施 ○卒業生から学ぶ機会を設ける。 ○外国語活動のボランティア導入 ○土曜塾の実施（企業出前講座） ○文化祭（文化講座）における活用		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	体験学習に活用した地域人材の人数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	220人		300人

取組名	多文化共生教育の推進		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実		
基本施策	(4) 国際理解教育の推進		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○グローバル化が進展し、社会を取り巻く環境が大きく変化している。 ○国際社会で活躍できる人材の育成が求められている。		
施策の概要	児童生徒が異なる文化や習慣を理解し、対等な立場を築きながら、共に生きていく力を身につけます。		
実施項目	○ユネスコスクールの取組の継続 ○留学生との交流 ○企業の海外研修生との交流 ○JICAとの連携事業の実施		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	国際交流学習実施校数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	1 校		5 校

取組名	インクルーシブ教育システムの構築		
基本目標	Ⅱ 個に応じたきめ細やかな教育の充実		
基本施策	(4) 特別支援教育の推進		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○保幼小中において、指導方法の引き継ぎなど連携が十分でない。 ○通常学級に在籍する「特別な支援を必要とする児童生徒」の指導・支援における教職員の力量向上 ○通級指導教室待機児童生徒の解消		
施策の概要	適正な就学や中学校への進学に向けて、保育園・幼稚園・小学校・中学校間の情報共有を密にするほか、通級指導教室・特別支援学級など多様な学びの場の環境整備や合理的配慮の提供を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。		
実施項目	○保幼小間で年4回情報共有の場を設ける。 ○特別支援学級の交流会を年2回設け、情報交換を行う。 ○適正な就学に向けて他機関と連携しながら就学相談や教育相談を行う。 ○授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮について研修を行う。		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	・平成 30 年度から実施している情報共有、相談の継続 ・授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮に関する研修の実施		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	・各機関における情報共有の実施 ・就学相談、教育相談の実施		・各機関における情報共有の実施 ・就学相談。教育相談の継続 ・研修の実施

長久手の重点取組

取組名	外国語に触れる機会の拡充		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実		
基本施策	(4) 国際理解教育の推進		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○グローバル化が進展し、社会を取り巻く環境が大きく変化している。 ○国際社会で活躍できる人材の育成が求められている。 ○外国語に触れる機会が少ない。		
施策の概要	学習指導要領改定に基づく小学校３・４年生から外国語教育を推進するため、外国語に触れる機会の拡充を図ります。また、大学や地域人材等を活用し、外国語教育の充実を図ります。		
実施項目	○大学連携先の検討 ○地域人材の発掘 ○人材リストの作成		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	英語科・外国語活動の授業を支援する外国語ボランティア数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	10人		20人

長久手の重点取組

取組名	大学や民間企業と連携した教育の推進		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実		
基本施策	(8) 大学・民間連携の推進		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○大学や民間など教育と関連のある資源が豊富に存在する。 ○国際社会で活躍できる人材の育成が求められている。 ○専門性を生かして、キャリア教育につなげていく。		
施策の概要	大学・民間企業などの専門性を生かすことができる教育分野（外国語教育・ＩＣＴ教育・プログラミング教育など）において、学校教育との連携を進めます。		
実施項目	○外国語教育の連携先の検討 ○ＩＣＴ教育の連携先の検討 ○プログラミング教育の連携先の検討 ○その他キャリア教育としての連携先の検討		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	キャリア教育やＩＣＴ教育について、地域の人材や大学・企業と連携して実施した件数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	小学校 31 件 中学校 226 件		小学校 50 件 中学校 300 件

長久手の重点取組

取組名	ＩＣＴ教育・情報モラル教育の推進		
基本目標	Ⅰ 生きる力の育成に向けた取組の充実		
基本施策	(3) 確かな学力の育成		
担当課	教育総務課		
現状と課題	○グローバル化が進展し、社会を取り巻く環境が大きく変化している。 ○国際社会で活躍できる人材の育成が求められている。 ○ＩＣＴを活用することにより楽しく学ぶことが期待できる。 ○常に最先端を意識する視点が求められている。		
施策の概要	楽しく学ぶ、考え方を学ぶ、常に最先端を意識して、それを活用するという視点で、ＩＣＴ教育環境の充実を図ります。また、児童生徒が将来にわたり、情報社会を生きていく中で、児童生徒自身が判断して行動できる態度を身につけられるよう指導します。		
実施項目	○先進地視察 ○タブレット活用状況の検証 ○ＩＣＴ環境における教員との意見交換 ○教員研修の実施 ○教員サポートの充実（ＩＣＴ支援員の拡充） ○体育館のWi-Fi 環境の整備		
進行管理 チェック欄	2019 年		
	2020 年		
	2021 年		
	2022 年		
	2023 年		
成果指標	1 校あたりのタブレット台数		
	現状 2018 年		目標 2023 年
	10 台／校		40 台／校



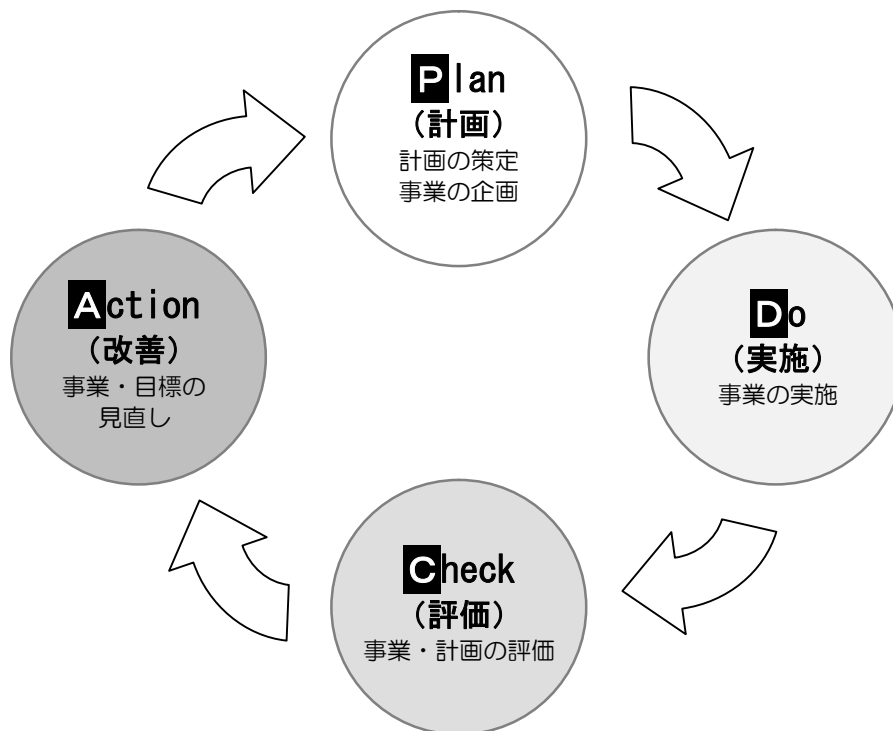
計画の推進

PDCAサイクルによる進捗管理

今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

そのため、教育プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」のいわゆる PDCA サイクルを確立していきます。

【PDCAイメージ】





資料編

1 長久手市教育振興基本計画策定委員会名簿

	氏名	所属等	分野
会長	内田 純一	愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科教授	学識経験者
副会長	白石 淑江	愛知淑徳大学福祉貢献学部教授	学識経験者
委員	夏目 知好	小中学校校長会 会長	学校教育関係者
委員	黒川 修一(※1)	愛知県立長久手高等学校 校長	学校教育関係者
委員	奥川 紀之(※1)	愛知県立長久手高等学校 教頭	学校教育関係者
委員	鈴木 文悟	栄徳高等学校 校長	学校教育関係者
委員	加藤 七保美	子育て支援課指導保育士	保育機関関係者
委員	吉田 治子	自然幼稚園 園長	幼稚園関係者
委員	松田 真由美	社会教育委員 副委員長	社会教育関係者
委員	井上 信乃(※2)	小中学校PTA連絡協議会 母親代表	保護者の代表
委員	早川 典恵(※2)	小中学校PTA連絡協議会 母親代表	保護者の代表
委員	富田 夏代(※3)	長湫北保育園保護者会 会長	保護者の代表
委員	落合 佳奈(※3)	長湫西保育園保護者会 会長	保護者の代表
委員	寺西 弘治	市民	公募市民

※1 奥川紀之委員は2017年度までの委嘱。所属先の人事異動の都合により2018年度からは黒川修一委員に委嘱。

※2 早川典恵委員は2017年度までの委嘱。所属先の役員変更により2018年度からは井上信乃委員に委嘱。

※3 落合佳奈委員は2017年度までの委嘱。所属先の役員変更により2018年度からは富田夏代委員に委嘱。

2 長久手市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、長久手市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議する。

- （1）長久手市教育振興基本計画の策定に関すること。
- （2）その他長久手市教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）学校教育関係者
- （3）保育機関関係者
- （4）社会教育関係者
- （5）保護者の代表
- （6）市民公募により選出された者
- （7）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から長久手市教育振興基本計画の策定が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

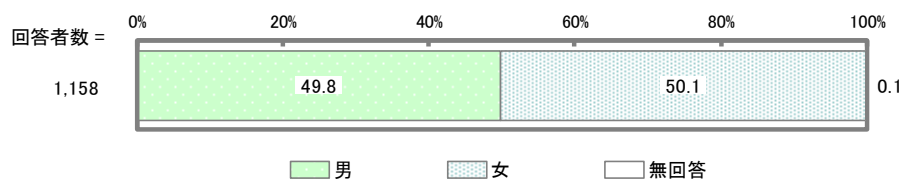
この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

3 長久手市教育に関するアンケート調査結果（抜粋）

（１）小中学校児童生徒

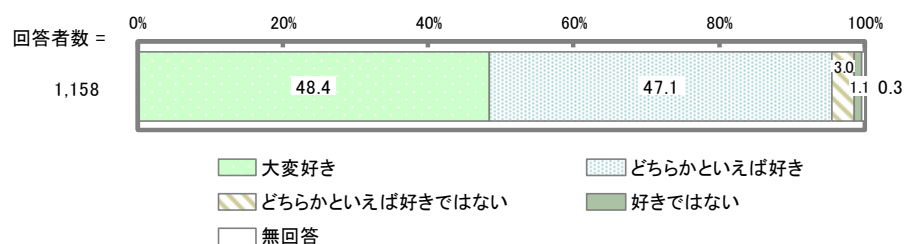
問１ あなたの性別を教えてください。（当てはまる１つに○）

「男」の割合が 49.8%、「女」の割合が 50.1%となっています。



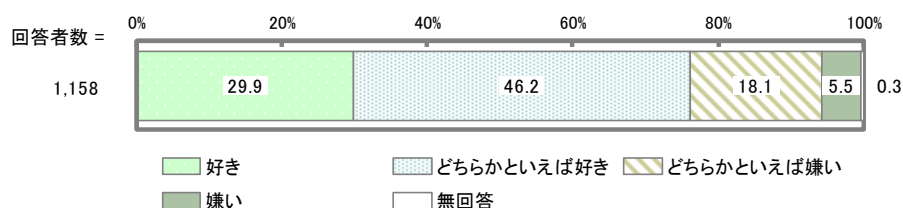
問２ あなたは長久手市が好きですか。（当てはまる１つに○）

「大変好き」と「どちらかといえば好き」をあわせた“好き”の割合が 95.5%、「どちらかといえば好きではない」と「好きではない」をあわせた“好きではない”の割合が 4.1%となっています。



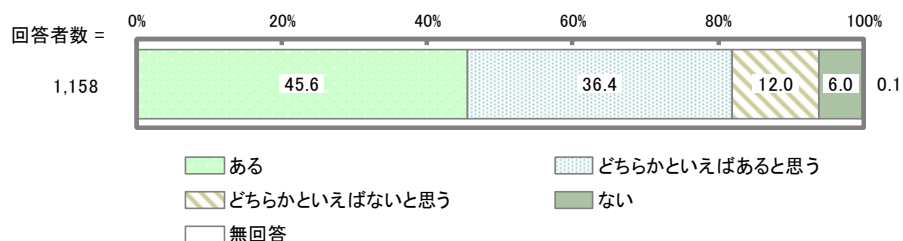
問4 自分のことが好きですか。(当てはまる1つに○)

「好き」と「どちらかといえば好き」をあわせた“好き”の割合が76.1%、「どちらかといえば嫌い」と「嫌い」をあわせた“嫌い”の割合が23.6%となっています。



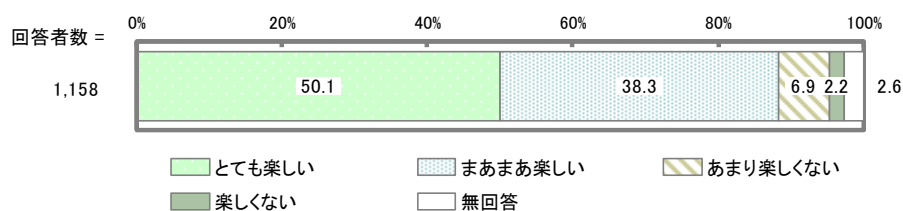
問5 自分に自信のもてること(よいところ)はありますか。(当てはまる1つに○)

「ある」と「どちらかといえばあると思う」をあわせた“あると思う”の割合が82.0%、「どちらかといえばないと思う」と「ない」をあわせた“ないと思う”の割合が18.0%となっています。



問6 あなたは学校生活が楽しいですか。(当てはまる1つに○)

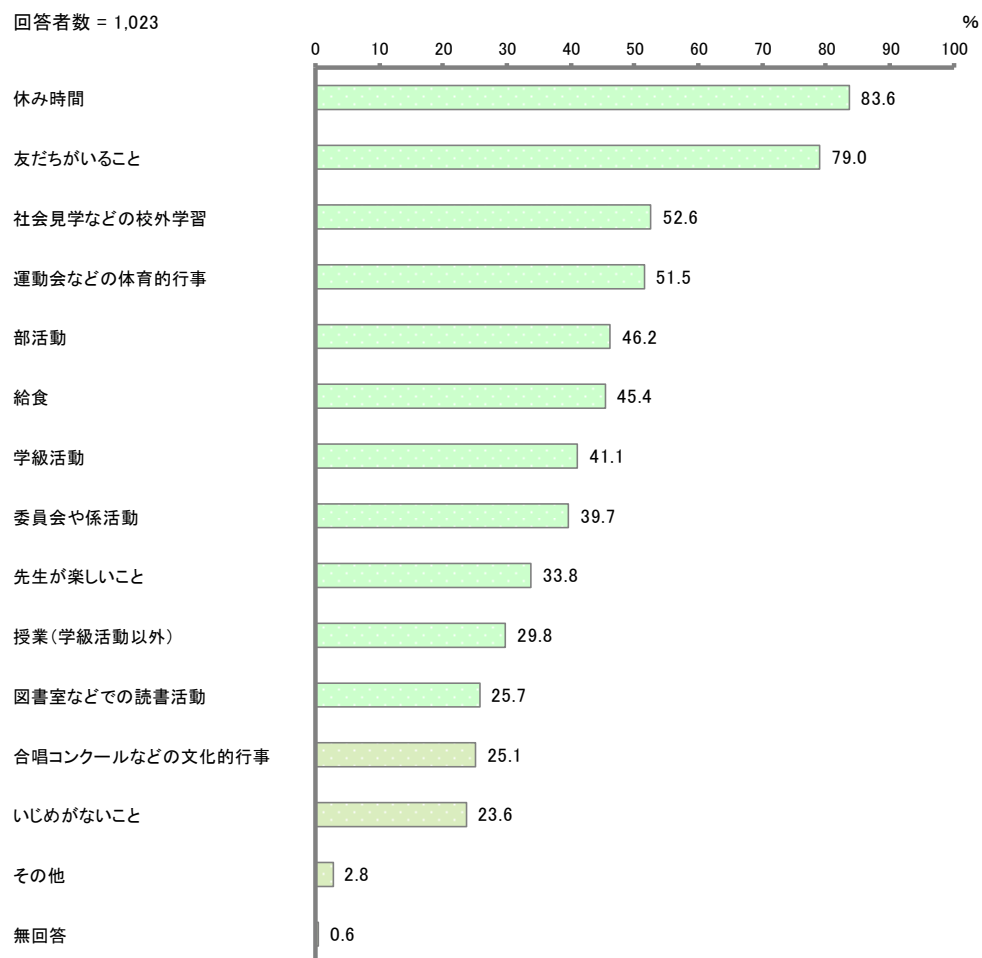
「とても楽しい」と「まあまあ楽しい」をあわせた“楽しい”の割合が88.4%、「あまり楽しくない」と「楽しくない」をあわせた“9.1%となっています。



問6で「1. とても楽しい」「2. まあまあ楽しい」と答えた人に質問します。

問6－1 学校のどんなところが楽しいですか。（当てはまるすべてに○）

「休み時間」の割合が83.6%と最も高く、次いで「友だちがいること」の割合が79.0%、「社会見学などの校外学習」の割合が52.6%となっています。

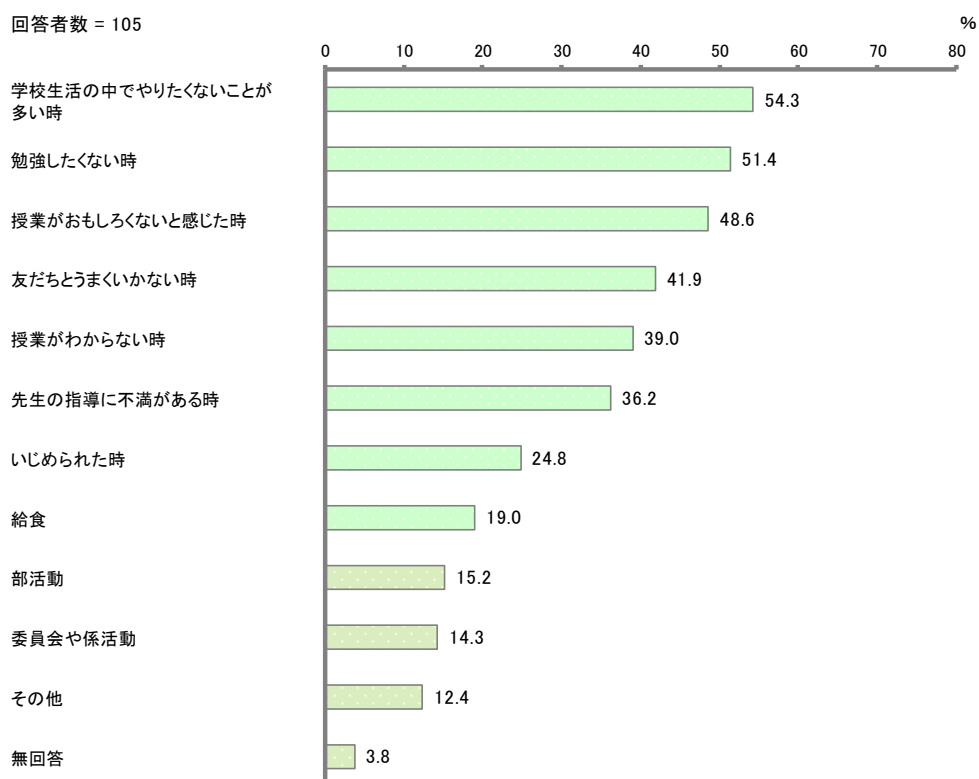


問6で「3. あまり楽しくない」「4. 楽しくない」と答えた人に質問します。

問6－2 楽しくないと思うのはどんな時ですか。（当てはまるすべてに○）

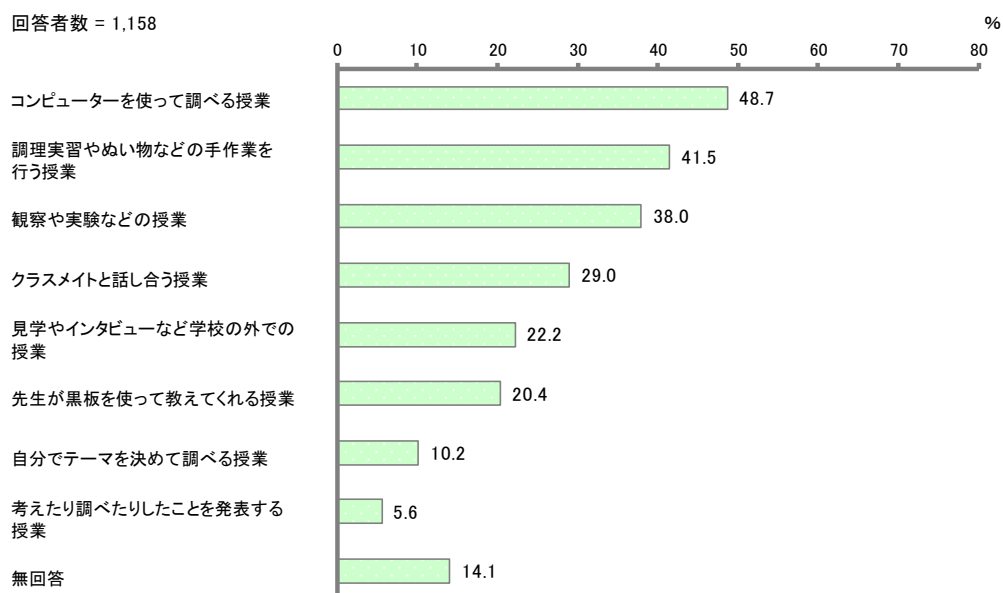
「学校生活の中でやりたくないことが多い時」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「勉強したくない時」の割合が 51.4%、「授業がおもしろくないと感じた時」の割合が 48.6%となっています。

回答者数 = 105



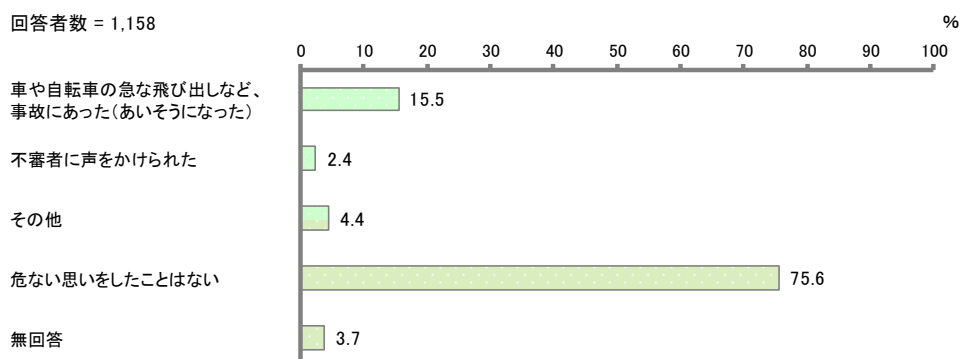
問7 あなたはどのような授業が好きですか。(特に当てはまる3つまでに○)

「コンピューターを使って調べる授業」の割合が48.7%と最も高く、次いで「調理実習やぬい物などの手作業を行う授業」の割合が41.5%、「観察や実験などの授業」の割合が38.0%となっています。



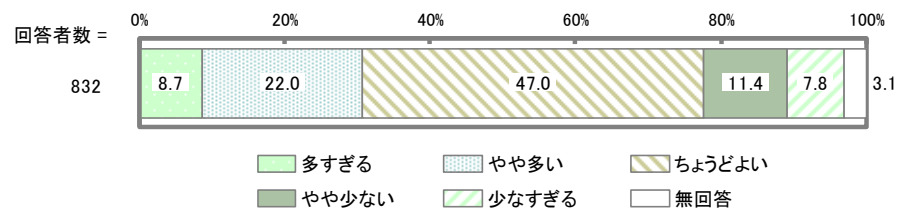
問8 この1年くらいの間に、学校に通うときや学校から帰る時（登下校時）に危ない思いをしたことはありますか。(○はいくつでも)

「危ない思いをしたことはない」の割合が75.6%と最も高く、次いで「車や自転車の急な飛び出しなど、事故にあった(あいそうになった)」の割合が15.5%となっています。



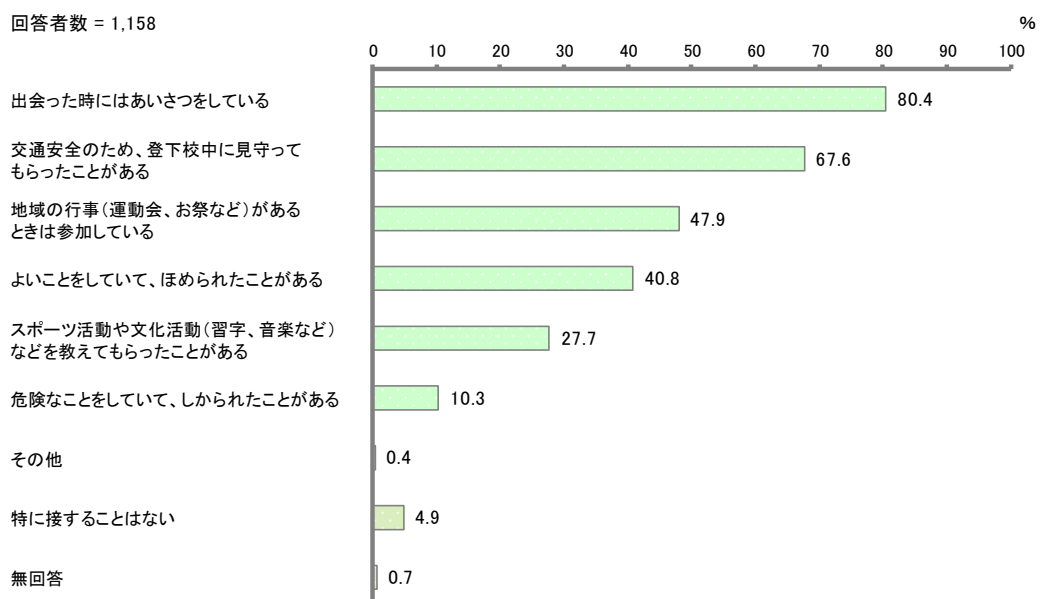
問 9－2 部活動の練習日程についてどう思いますか。(当てはまる 1 つに○)

「多すぎる」と「やや多い」をあわせた“多い”の割合が 30.7%、「ちょうどよい」の割合が 47.0%、「やや少ない」と「少なすぎる」をあわせた“少ない”の割合が 19.2%となっています。



問 16 あなたは地域の大人とどのように接していますか。
(当てはまるすべてに○)

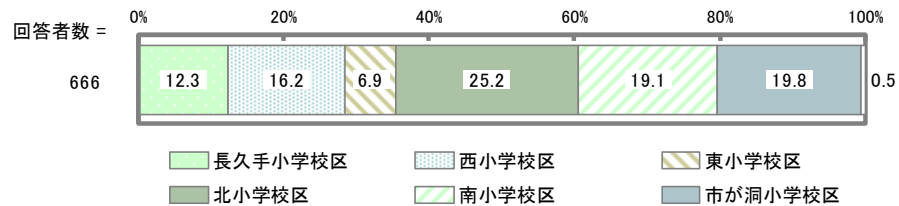
「出会った時にはあいさつをしている」の割合が 80.4%と最も高く、次いで「交通安全のため、登下校中に見守ってもらったことがある」の割合が 67.6%、「地域の行事（運動会、お祭など）があるときは参加している」の割合が 47.9%となっています。



(2) 小中学校児童生徒保護者

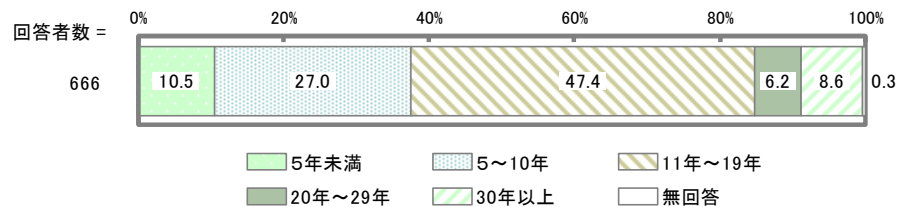
問4 あなたのお住まいの小学校区（該当する選択肢1つに○）

「北小学校区」の割合が25.2%と最も高く、次いで「市が洞小学校区」の割合が19.8%、「南小学校区」の割合が19.1%となっています。



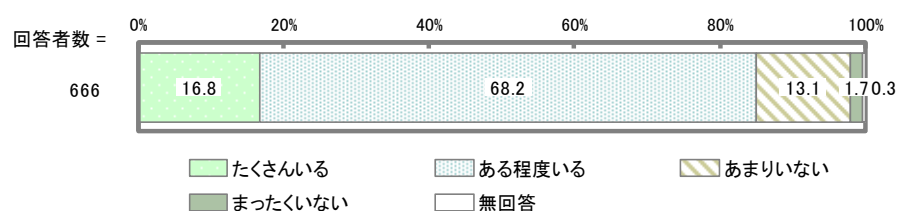
問5 長久手市の在住年数（該当する選択肢1つに○）

「11年～19年」の割合が47.4%と最も高く、次いで「5～10年」の割合が27.0%、「5年未満」の割合が10.5%となっています。



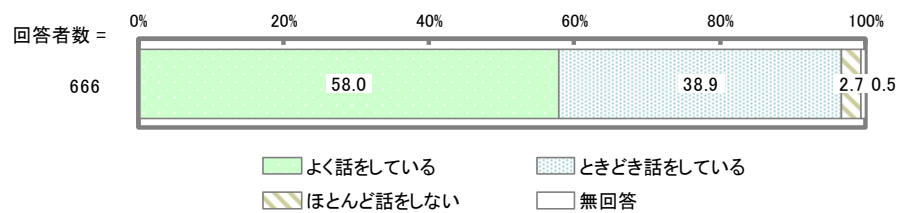
問7 子育てや教育について相談できる相手、相談できる友人はいますか。（該当する選択肢1つに○）

「たくさんいる」と「ある程度いる」をあわせた“相談相手がいる”の割合が85.0%、「あまりいない」と「まったくいない」をあわせた“相談相手がない”の割合が14.8%となっています。



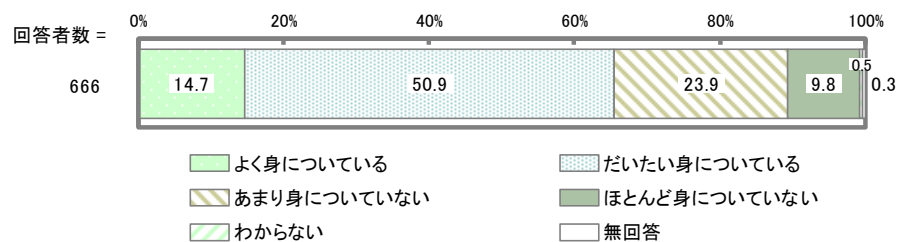
問 9 あなたはお子さんと学校での生活や学習のことについて話をしますか。
(該当する選択肢 1 つに○)

「よく話をしている」の割合が 58.0%と最も高く、次いで「ときどき話をしている」の割合が 38.9%となっています。



問 13 お子さんは家庭で学習する習慣が身についていますか。
(該当する選択肢 1 つに○)

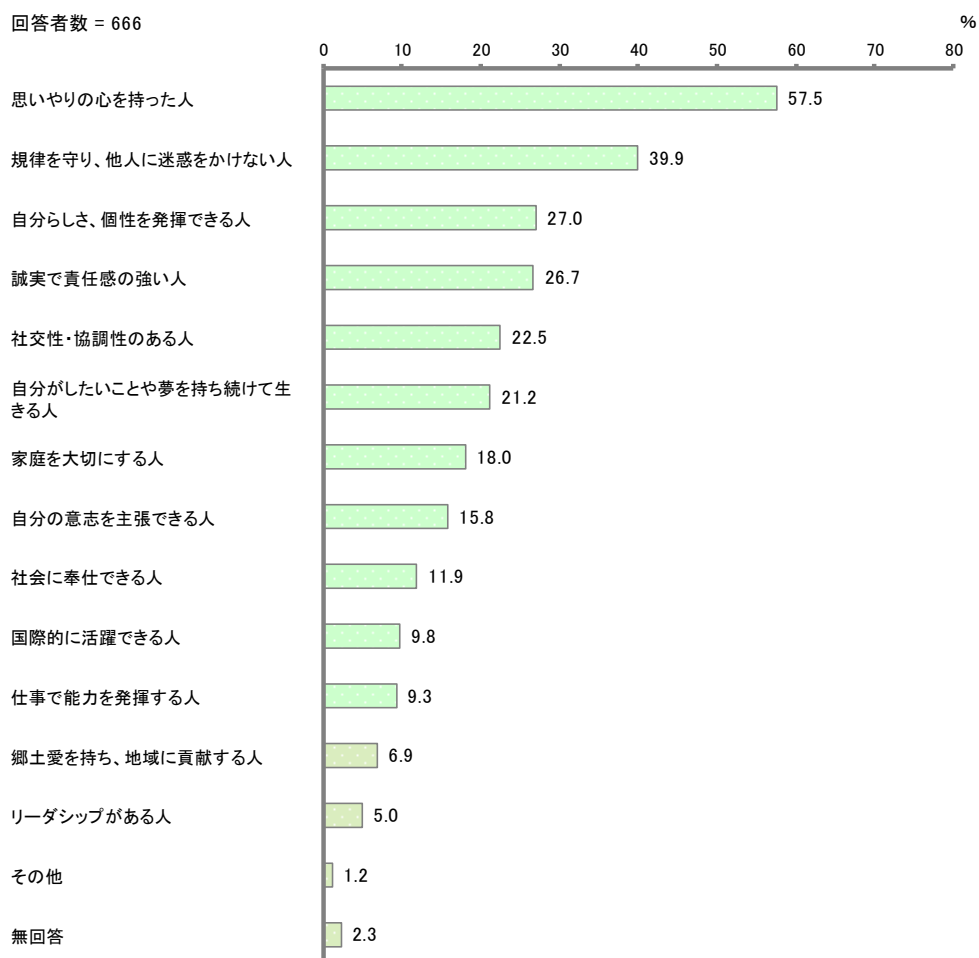
「よく身についている」と「だいたい身についている」をあわせた“身についている”の割合が 65.6%、「あまり身についていない」と「ほとんど身についていない」をあわせた“身についていない”の割合が 33.7%となっています。



問 20 あなたは長久手市の子どもたちが将来どのような人に成長してほしい
と考えますか。(特に該当すると思う選択肢に3つまで○)

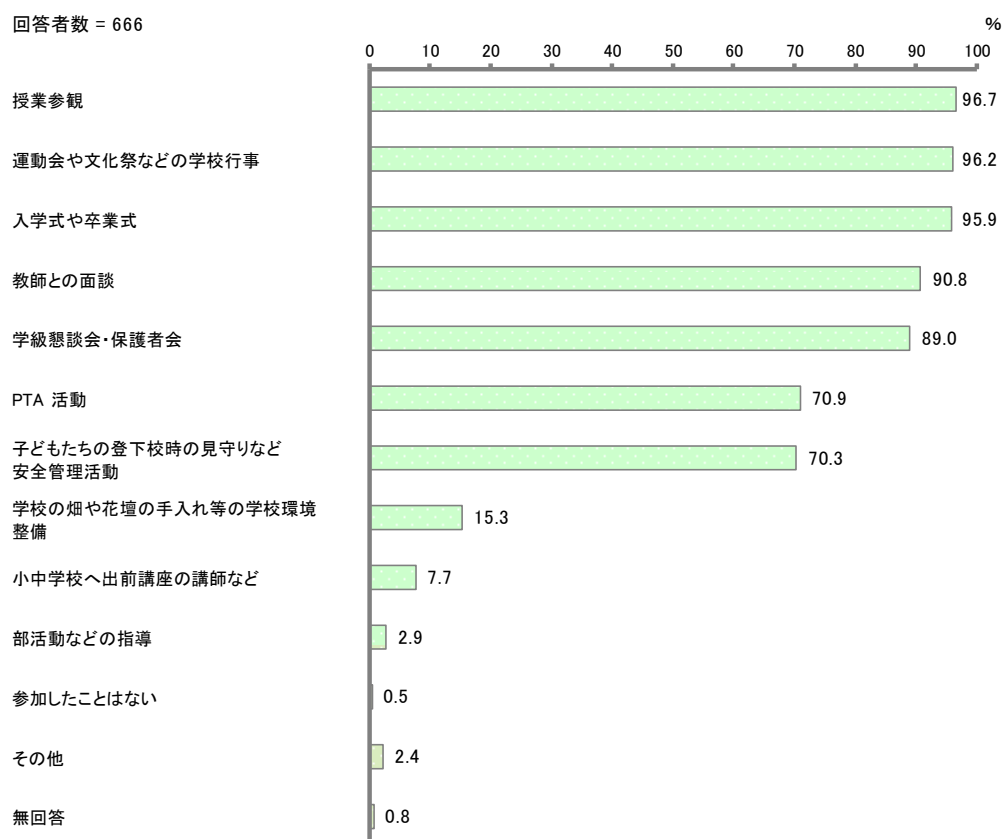
「思いやりの心を持った人」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「規律を守り、他人に迷惑をかけない人」の割合が 39.9%、「自分らしさ、個性を発揮できる人」の割合が 27.0%となっています。

回答者数 = 666



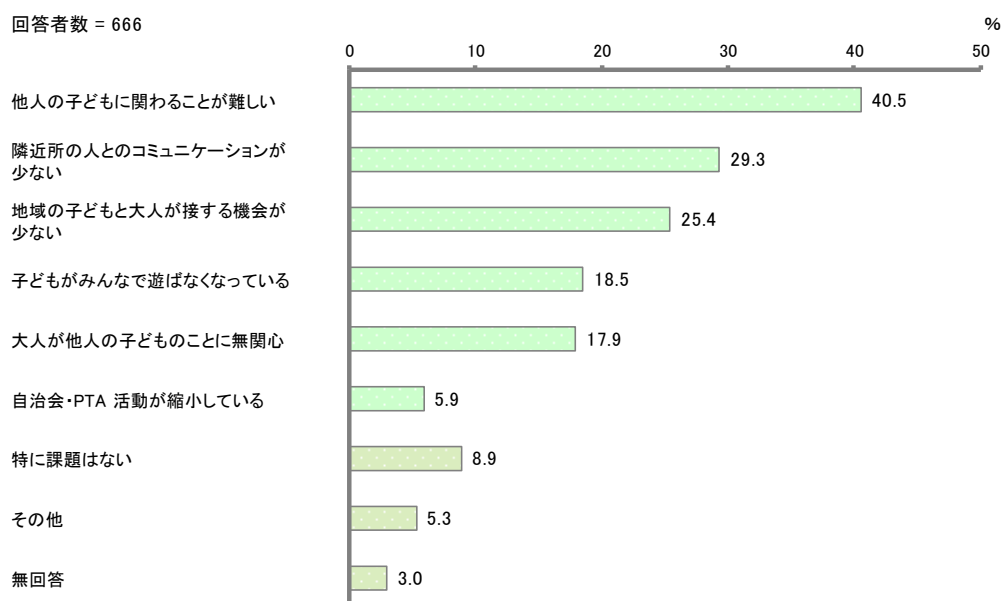
問 21 あなたが出席・参加したことがある学校の教育活動は何ですか。
(該当する選択肢すべてに○)

「授業参観」の割合が 96.7%と最も高く、次いで「運動会や文化祭などの学校行事」の割合が 96.2%、「入学式や卒業式」の割合が 95.9%となっています。



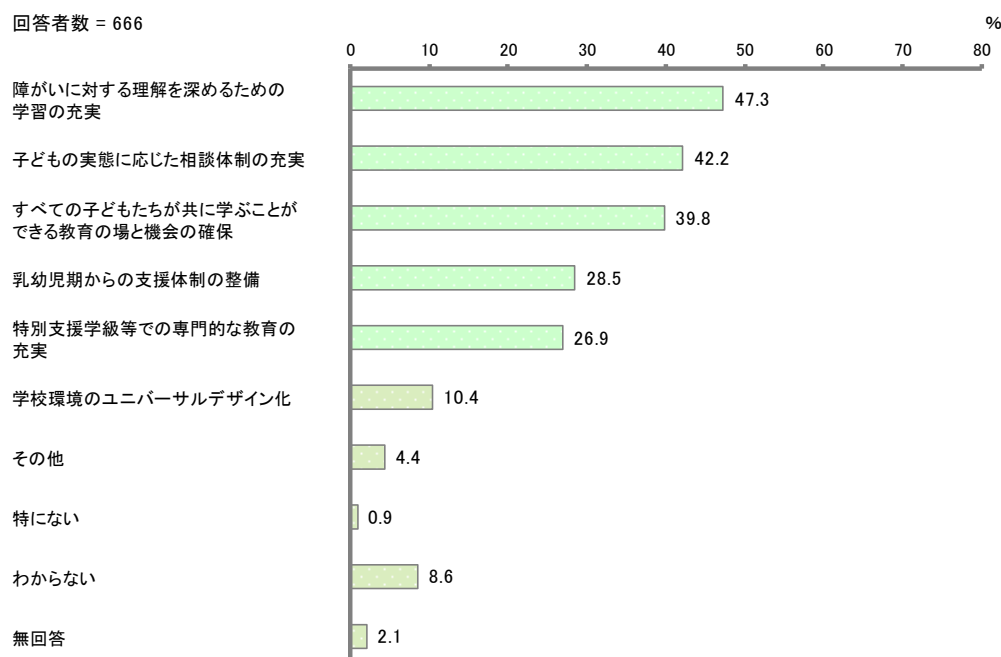
問 24 地域全体で子どもたちの成長を育む上で、長久手市の現状としてどのようなことが課題と思いますか。（特に該当すると思う選択肢に2つまで○）

「他人の子どもに関わることが難しい」の割合が 40.5%と最も高く、次いで「隣近所の人とのコミュニケーションが少ない」の割合が 29.3%、「地域の子どもと大人が接する機会が少ない」の割合が 25.4%となっています。



問 27 あなたは、特別支援教育の充実のためにどのような取組が必要だと思いますか。（主なものを3つまで○）

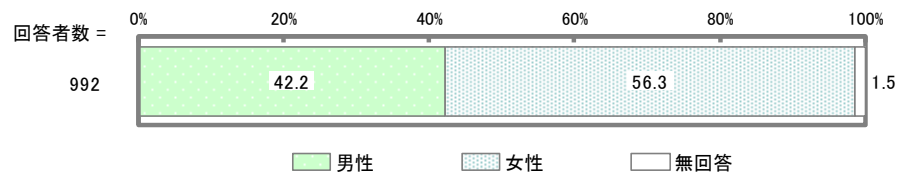
「障がいに対する理解を深めるための学習の充実」の割合が 47.3%と最も高く、次いで「子どもの実態に応じた相談体制の充実」の割合が 42.2%、「すべての子どもたちが共に学ぶことができる教育の場と機会の確保」の割合が 39.8%となっています。



(3) 18歳以上の市民

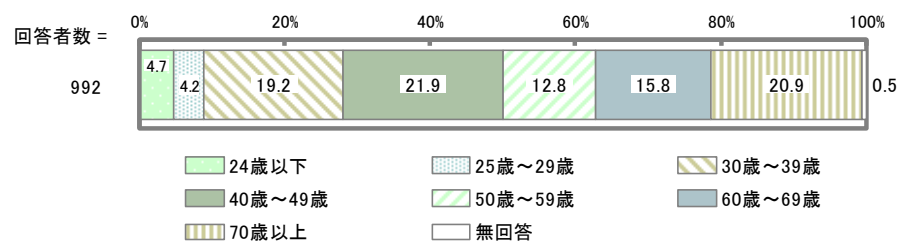
問1 あなたの性別（該当する選択肢1つに○）

「男性」の割合が42.2%、「女性」の割合が56.3%となっています。



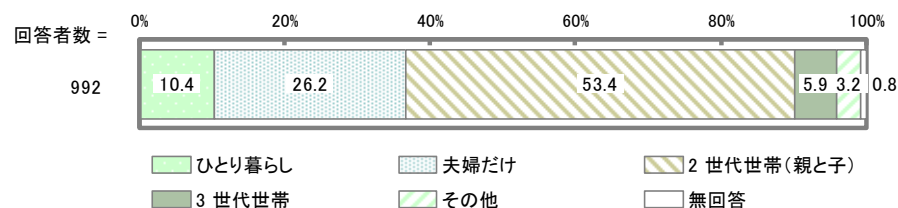
問2 あなたの年齢（該当する選択肢1つに○）

「40歳～49歳」の割合が21.9%と最も高く、次いで「70歳以上」の割合が20.9%、「30歳～39歳」の割合が19.2%となっています。



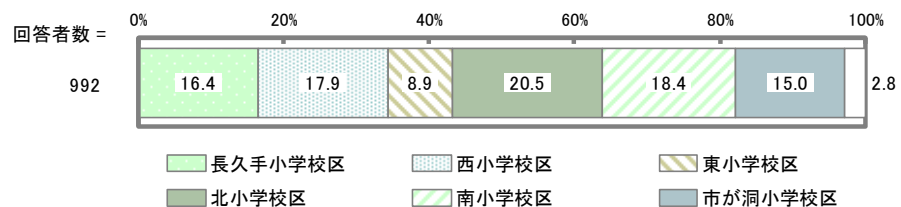
問3 世帯【同居家族】（該当する選択肢1つに○）

「2世代世帯（親と子）」の割合が53.4%と最も高く、次いで「夫婦だけ」の割合が26.2%、「ひとり暮らし」の割合が10.4%となっています。



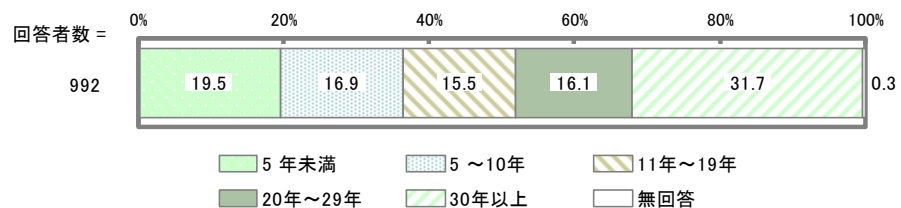
問6 あなたのお住まいの小学校区（該当する選択肢1つに○）

「北小学校区」の割合が20.5%と最も高く、次いで「南小学校区」の割合が18.4%、「西小学校区」の割合が17.9%となっています。



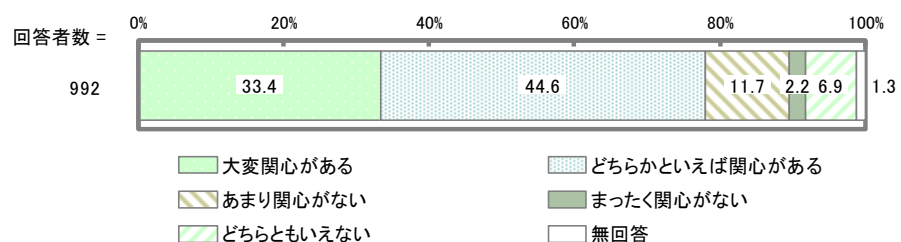
問7 長久手市の在住年数（該当する選択肢1つに○）

「30年以上」の割合が31.7%と最も高く、次いで「5年未満」の割合が19.5%、「5～10年」の割合が16.9%となっています。



問9 あなたは子どもたちへの教育に対して関心がありますか（該当する選択肢1つに○）

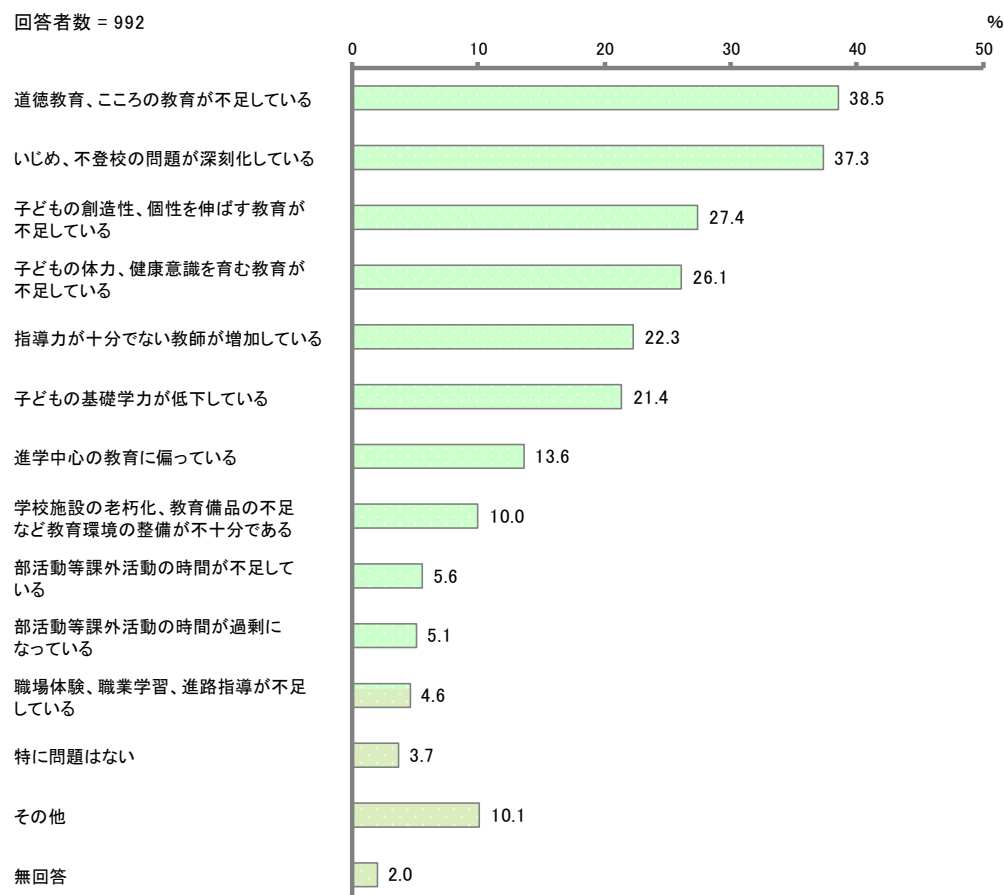
「大変関心がある」と「どちらかといえば関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が78.0%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が13.9%となっています。



問 11 現在の学校教育について、どのような問題があると思いますか
(特に該当すると思う選択肢に3つまで○)

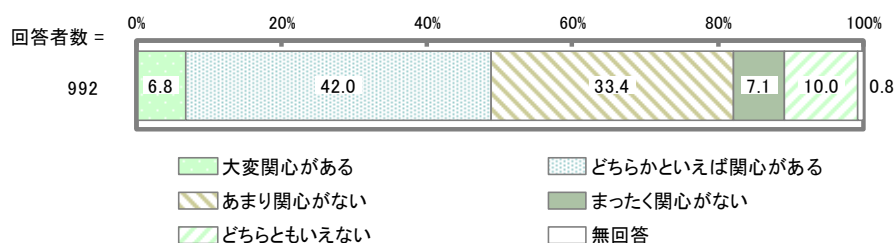
「道徳教育、こころの教育が不足している」の割合が 38.5%と最も高く、次いで「いじめ、不登校の問題が深刻化している」の割合が 37.3%、「子どもの創造性、個性を伸ばす教育が不足している」の割合が 27.4%となっています。

回答者数 = 992



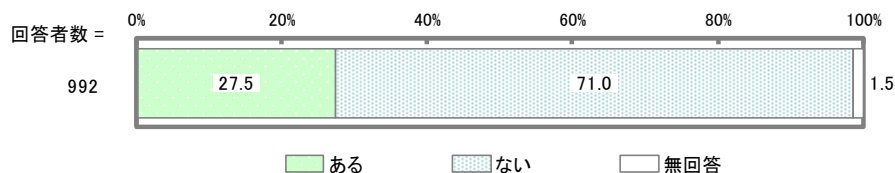
問 13 行政や地域の自治会等が主催するイベントやボランティア活動など地域行事に関心はありますか（該当する選択肢 1 つに○）

「大変関心がある」と「どちらかといえば関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が 48.8%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が 40.5%となっています。



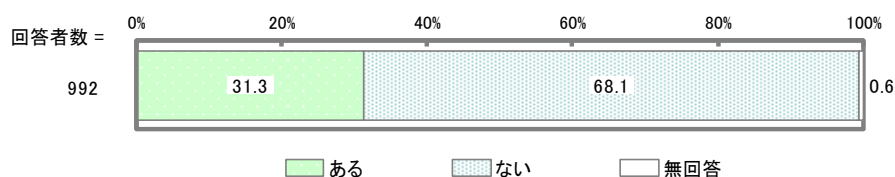
問 15 ふだん、地域の子どもたち（小・中学生）と接する機会がありますか。（○は 1 つ）

「ある」の割合が 27.5%、「ない」の割合が 71.0%となっています。



問 20 この一年の間に「生涯学習（自主的な学習活動、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動など）」に取り組んだことがありますか（該当する選択肢 1 つに○）

「ある」の割合が 31.3%、「ない」の割合が 68.1%となっています。

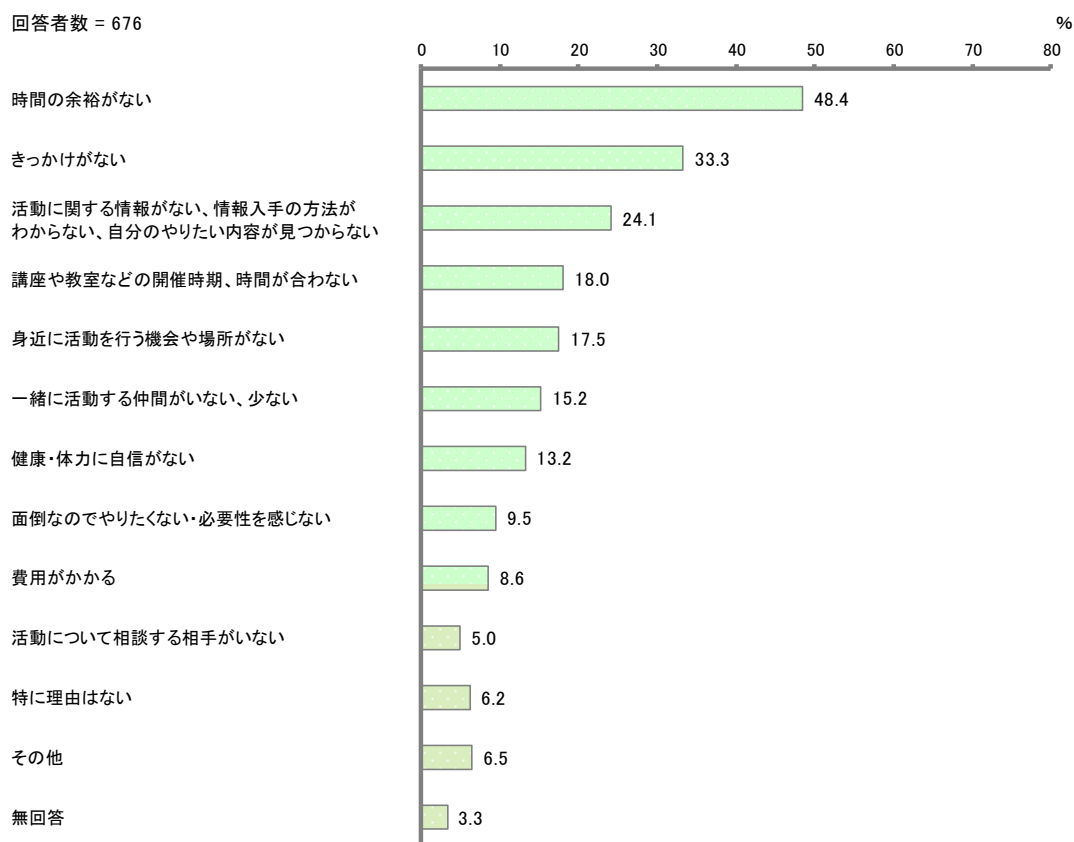


問 20 で「2. ない」と回答した方にお聞きします

問 20－3 あなたが活動を行っていない理由は何ですか。
(該当する選択肢すべてに○)

「時間の余裕がない」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「きっかけがない」の割合が 33.3%、「活動に関する情報がない、情報入手の方法がわからない、自分のやりたい内容が見つからない」の割合が 24.1%となっています。

回答者数 = 676



英字**ICT（情報通信技術）**

Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術。デジタルカメラやプロジェクタ、実物投影装置などの情報機器も含まれる。

あ行**生きる力**

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」の3つの要素からなる力のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」や「指導の場」が提供されること等が必要とされている。

か行**外国語活動**

小学校の高学年で週 1 時間（年間 35 時間）行われる外国語（原則として英語）の授業。あいさつ・買い物・遊びなど身近な場面を設定し、外国語を聞いたり話したりする活動を通してコミュニケーション能力の素地を養う。

学習指導要領

学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。

学校施設利用計画

災害発生時に地域住民の円滑な誘導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた計画。

環境教育

人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育のこと。

キャリア教育

児童生徒の社会的、職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育てることを通して、自らのめざす姿の実現を促す教育のこと。

合計特殊出生率

1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標のこと。

子どもの貧困

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の 50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況のこと。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が主体的に学校運営に参画・支援できる組織を学校に設置し、子どもの育ちを学校・家庭・地域が一体となって支えていく仕組みづくりを目的とした事業のこと。

さ行

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。

里山

一般には、農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる農用林のこと。里山は、稲作農耕文化と深い関わりを持ちながら形成された林で、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生態系を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきている。近年では、生活の身近にある自然として生物多様性などの自然環境の保全や、都市と農村の交流の拠点としての重要性が増している。

司書教諭

学校図書館の専門的職務を担う教員。学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

児童クラブ

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業終了後に校舎や児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るもので、厚生労働省などが推進するもの。

JICA

日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っている。

生涯学習

生涯を通じて、各人が自発的意思に基づいて行う学習をいう。必要に応じ、自己に適した手段・方法を選択し行う。

情報セキュリティ

データや情報システム等を、正当な利用者のみが必要な時に利用できるよう、正確で完全な状態に保つこと。

情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。

人権教育

人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育のこと。

スクール・サポート・スタッフ

長時間労働が深刻な教員の負担軽減に向け、配布物の印刷や会議の準備などの事務作業を代行するスタッフのこと。

スクールカウンセラー

心の専門家として、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行うもの。

スクールソーシャルワーカー

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ、課題解決を図るもの。

総合教育会議

会議において、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。

た行

待機児童

国が定める入所要件を満たし、市町村への保育所の入所申込をしたにもかかわらず、保育所への入所ができない児童をいう。

地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制をいう。

地域コーディネーター

学校教育活動（教育課程内支援・教育課程外支援）への教育支援人材や教育プログラム等の導入にあたり、学校と教育支援人材、あるいは教育支援人材間の連絡調整などを行い、実質的な運営を担う人のこと。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組のこと。

中央教育審議会

文部科学大臣の諮問機関で、文部科学省に置かれている多数の審議会のうち最高の位置を占め、最も基本的な重要事項を取り扱うこと。

適応指導教室

不登校の小中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室のことで、市町村が設置するもの。児童生徒は、小中学校に在籍したままこの教室に通うことができる。

は行

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活していく際の障がいを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のこと。

ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みのこと。

開かれた学校

学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、自らの考えや教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要があるという考え。

貧困の連鎖

親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。

部活動指導員

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする指導員のこと。

不登校

文部科学省の調査によると、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」としている。

ファシリティーマネジメント

効率的な活動のために行う、建築物の設備・人員組織などについての総合的な管理のこと。

プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場で、どのような遊びでも自由にできるように、一切の禁止事項をなくした子どもの遊び場のこと。

プログラミング教育

近年、学校教育の中で小・中・高等学校を見通した充実が求められている教育。とりわけ、小学校段階でのプログラミング教育が注目されており、2017（平成29）年3月に告示された学習指導要領に、情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや教材・教具等の活用、コンピュータの基本的な操作とともに、児童生徒が「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」として位置づけられた。

文化財

文化活動の結果として生み出されたもので、文化的価値を有するもの。

放課後子ども教室

放課後や土曜日に小学校の特別教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域住民等の協力を得て、子どもたちとともに読書・学習の場の提供やスポーツ・文化活動等を展開する事業のこと。

防災教育

地震・台風などの自然災害について、日頃の備えや災害時にとるべき行動など、身を守るために必要な知識を教えること。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。

長久手市教育振興基本計画

2019年3月発行

発行 長久手市教育委員会

編集 長久手市教育委員会

教育総務課

〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1